

4 第一項各号の「連合会保険料」とは、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあっては当該都道府県連合会が支払うべき保険料の負担金交付区分ごととの総額、家畜共済及び園芸施設共済にあっては当該保険料の総額をいう。
 (共済掛金に係る負担金の特別会計への計上)

第四条 組合等(特定組合等を除く。)に交付すべき法第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項若しくは第二項又は第十五条までの規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に応じて、連合会別国庫負担金(前条第二項に規定する連合会別国庫負担金をいう。以下同じ。)のうち当該各号に定める金額を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等の属する都道府県連合会が政府に支払うべき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

一 連合会別国庫負担金が政府再保険料(前条第三項に規定する政府再保険料をいう。以下同じ。)を超える場合 当該政府再保険料に相当する金額

二 連合会別国庫負担金が政府再保険料を超えない場合 当該連合会別国庫負担金の全額に相当する金額

三 特定組合等に交付すべき法第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条から第十五条までの規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に応じて、特定組合等別国庫負担金のうち当該各号に定める金額を、当該特定組合等に交付するのに代えて、当該特定組合等が政府に支払うべき保険料の全部又は一部に充てるため、食料安定供給特別会計の保険料収入に計上する。

一 特定組合等別国庫負担金が政府保険料を超える場合 当該政府保険料に相当する金額

二 特定組合等別国庫負担金が政府保険料を超えない場合 当該特定組合等別国庫負担金の全額に相当する金額

四 前項の「特定組合等別国庫負担金」とは、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあっては特定組合等に係る組合等別国庫負担金をいい、家畜共済及び園芸施設共済にあっては法第十二条又は第十五条の規定による負担金をそれぞれ特定組合等ごとに合計して得た金額をいう。

二 連合会別国庫負担金が政府保険料を超過する場合 当該連合会別国庫負担金の全額に相当する金額に相当する金額に応じて、当該各号に定める金額をいう。

三 前項の「特定組合等別国庫負担金」とは、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあっては特定組合等に係る組合等別国庫負担金をいい、家畜共済及び園芸施設共済にあっては法第十二条又は第十五条の規定による負担金をそれぞれ特定組合等ごとに合計して得た金額をいう。

四 第二項各号の「政府保険料」とは、特定組合等が政府に支払うべき保険料の額のうち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額をいう。

一 農作物共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第百六十四条第一項の危険段階別農作物保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分率の九十五に相当する金額

二 家畜共済 共済金額に第二百三十二条第一項の危険段階別家畜保険料基礎率を乗じて得た金額(共済掛金期間が一年に満たない死亡廃用共済の共済関係にあっては、その金額に前条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額)の合計金額の百分の九十五に相当する金額

三 果樹共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第百六十八条第一項の危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の八百五十五に相当する金額

四 畑作物共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第二百三十六条第一項の危険段階別畑作物保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の八百五十五に相当する金額

五 園芸施設共済 共済金額に第二百三十九条第一項の危険段階別園芸施設保険料基礎率乙及び同条第三項の危険段階別園芸施設保険料基礎率甲及び任期が一年に満たない共済関係にあっては、その金額に第二百八十八条第一項の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

第六条 法第十六条の規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に応じて、保険料国庫負担金(うち当該各号に定める金額を、全国連合会に交付するのに代えて、全国連合会が政府に支払うべき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する)を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等の属する都道府県連合会が政府に支払うべき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

一 連合会別国庫負担金が政府再保険料(前条第三項に規定する政府再保険料をいう。以下同じ。)を超える場合 当該政府再保険料に相当する金額

二 連合会別国庫負担金が政府再保険料を超えない場合 当該連合会別国庫負担金の全額に相当する金額

(農業経営収入保険の保険料に係る負担金の特別会計への計上)

第六条 法第十六条の規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に応じて、保険料国庫負担金(うち当該各号に定める金額を、全国連合会に交付するのに代えて、全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額に相当する金額)

一 保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額を超える場合 当該再保険料の額に相当する金額

二 保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額を超えない場合 保険料国庫負担金の全額に相当する金額

(事務費に係る負担金の交付)

第七条 法第十九条の規定により国庫が負担する事務費のうち、令第四条第一項第一号に掲げる費用に係る負担金は、組合等にあってはその行う共済事業の規模、都道府県連合会にあってはその行う共済事業の規模に応じて、これを交付する。

第二章 農業共済団体の組織

(組合員資格者から除く者の基準)

第八条 法第二十条第一項の農林水産省令で定める基準は、同項第一号又は第三号から第五号までに定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの(同条第二項の規定により同条第一項第一号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有する者とみなされる者を含む。)について、同項第二号及び第六号並びに次の各号のいずれにも該当しないこととする。

一 水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が十アールを下回らず四十アールを超えない範囲内(北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内)で定款で定める面積以上であること。

二 当該農業共済組合の行う果樹共済においてその共済目的の種類とされている果樹の類区分ごとの栽培面積(主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん及びぶどうの栽培面積にあっては、当該栽培面積に二を乗じて得た面積)のいずれかが五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。

三 当該農業共済組合の行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物の類区分ごとの栽培面積のいずれかが五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内(北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内)で定款で定める面積以上であることは又はその共済目的の種類とされている蚕繭の類区分ごとの蚕種の掃立量のいずれかが〇・二五箱を下回らず二箱を超えない範囲内で定款で定める箱数以上であること。

四 その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積(屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあっては、その設置面積に二を乗じて得た面積。第七十五条第一項第一号において同じ。)の合計が五アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であることを。

五 前項第三号の蚕種の掃立量は、蚕種二万粒を納める容器に収納される蚕種の量を一箱として計算するものとする。

(農業共済資格团体の要件)

第九条 法第二十条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の農林水産省令で定める事項は、团体の目的、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲並びに团体の意思の決定機関及びその決定の方法とする。

二 法第二十条第二項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。

一 構成員の農業経営の安定を図り、農業の健全な発展に資することをその目的に含んでいること。

二 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこと。

三 代表者の選任の手続、代表権の範囲及び団体の意思の決定機関を明らかにしていること。

四 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不當に差別していないこと。

(共済事業を行う全国連合会の組合員資格者から除く者の基準)

第十一条 法第二十条第四項の農林水産省令で定める基準については、第八条の規定を準用する。

(議決権行使の電磁的方法)

第十二条 法第二十三条第二項（法第二十九条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十一条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法

（脱退をしない組合員の基準）

第十二条 法第二十五条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

一 法第五百五条第二項の規定による家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係の消滅により共済関係の全部が消滅することとなる組合員であること。

二 農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の消滅（法第五百五条第二項の規定による園芸施設共済の共済関係の消滅を除く。）により共済関係の全部が消滅することとなる組合員について、当該農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の成立の日から起算して一年を経過していないこと。

三 全国連合会との間に農業経営収入保険の保険関係が存する組合員であること。
(脱退する組合員から除外する組合員)

第十三条 法第二十五条第三項の農林水産省令で定める組合員は、前条第一号の規定により脱退をしないものとされた組合員及び解散後その清算の結了に至るまでの組合員とする。

(創立費)
第十四条 農業共済団体の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならない。

(事業計画書)

第十五条 農業共済組合についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合員たる資格を有する者の法第二十条第一項各号に定める者ごとの概数

二 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）

三 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

2 都道府県連合会についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合員たる資格を有する者の数

二 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）

三 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

3 全国連合会についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第二十条第三項の規定により組合員たる資格を有する者の数

二 保険資格者の概数

三 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）

五 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

(設立の認可申請書の添付書類)

第十六条 法第三十条第一項の規定による設立の認可の申請書には、定款等及び事業計画書の中、「農業共済団体の総会又は総代会」とあるのは「創立総会」と、「組合員又は総代」とあるのは「設立の同意者」と、「組合員が」とあるのは「設立の同意者が」と読み替えるものとする。

(創立総会の議事録)

第十七条 創立総会の議事録については、第二十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「農業共済団体の総会又は総代会」とあるのは「創立総会」と、「組合員又は総代」とあるのは「設立の同意者」と、「組合員が」とあるのは「設立の同意者が」と読み替えるものとする。

(事業規程の記載事項)

第十八条 法第三十六条第一項第八号、第二項第六号及び第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、法第一百一十七条（法第一百七十二条、第一百七十四条及び第一百八十七条において準用する場合を含む。）の施設及び法第一百一十八条第一項（法第一百七十二条において準用する場合を含む。）の施設に関する事項とする。

(理事への提出を要する電磁的方法)

第十九条 法第四十九条第三項の農林水産省令で定める方法は、第十二条第一号に掲げる方法とする。

(組合員名簿の記載事項)

第二十条 農業共済団体の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。）並びに住所（農業共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所、市町村にあってはその事務所の所在地）及び法第五十二条第一項の別に催告を受ける場所の通知があったときはその場所

二 加入の年月日

三 共済目的の種類（園芸施設共済にあつては、共済目的）

(監事の意見書に添付する電磁的記録)

第二十一条 法第五十三条第四項の農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(議事録の作成)

第二十二条 農業共済団体の総会又は総代会の議長は、会議の議事録を作り、次に掲げる事項を記載し、これに議長及び出席した組合員又は総代二人以上（組合員が二人の農業共済団体にあつては、一人以上）が署名又は記名捺印しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 組合員又は総代及びその議決権の総数並びに出席した組合員又は総代及びその議決権の総数

三 議事の要領

四 議決した事項及び賛否の数

(定款等の変更の認可を要しない事項)

第二十三条 法第五十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(定款等の変更認可申請書の添付書類)

第二十四条 定款等の変更の認可の申請書及び届出書には、変更の理由を記載した書面及び総会又は総代会の議事録の添附本を添付しなければならない。

(総代会を設ける基準)

第二十五条 法第六十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、農業共済組合にあつては組合員数が二百人を超えること、全国連合会にあつては法第二十条第四項の規定による組合員が存することとする。

(会計の原則)
第二十六条 農業共済団体の会計は、法及びこの章に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(勘定区分)

第二十七条 農業共済組合及び都道府県連合会についての法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。
一 農作物共済に関する勘定
二 家畜共済に関する勘定
三 果樹共済に関する勘定
四 畑作物共済に関する勘定
五 園芸施設共済に関する勘定

六 任意共済(法第一百六十三条第一項から第三項までの規定により行う事業を含む。次号において同じ。)のうち農林水産大臣が指定するものに関する勘定

七 前号の任意共済以外の任意共済に関する勘定

八 法第一百二十八条第一項の施設に関する勘定

九 業務の執行に要する経費に関する勘定

2 全国連合会についての法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる勘定

二 農業経営収入保険事業に関する勘定

(支払準備金の積立て)

第二十八条 農業共済組合は、毎事業年度の終わりにおいて、支払準備金として、次に掲げる金額の合計金額から政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計金額に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

一 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合であつて、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額

二 共済金の支払又は共済掛金の返還に関する訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額

2 前項の規定は、農業共済組合連合会に準用する。

(責任準備金の積立て)

第二十九条 農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、共済事業に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、共済責任期間(家畜共済については、共済掛金期間)以下この条において同じ。)が翌事業年度又は翌翌事業年度にわたる共済関係についてそれぞれ次に掲げる金額を積み立てなければならない。

一 農作物共済、果樹共済又は畠作物共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から、政府又は都道府県連合会に支払う保険料の額及び共済金の仮渡額(政府又は都道府県連合会から保険金の仮渡しを受けた場合にあつては、当該仮渡額から保険金の仮渡額を差し引いて得た金額)の合計金額を差し引いて得た金額

二 家畜共済、園芸施設共済又は任意共済(法第一百六十三条第一項及び第三項の規定による事業を含む。)については、当該事業年度の共済掛金の合計金額及び政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額

2 前項第二号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まつたものとみなして月割でこれを計算する。

3 前二項の規定は、都道府県連合会及び全国連合会(法第一百七十三条各号に掲げる事業に限る。)について準用する。この場合において、第一項第二号中「第一百六十三条第一項及び第三項」とあるのは、「第一百六十三条第二項」と、「事業を」とあるのは、「事業及び法第一百七十三条各号に掲げる事業を」と読み替えるものとする。

4 全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、農業経営収入保険に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、保険期間が翌事業年度にわたる農業経営収入保険に係る保険関係について

て、当該事業年度の保険料の合計金額から政府に支払う再保険料の額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

(不足金填補準備金の積立て)

第三十条 農業共済団体は、法第六十四条の規定による準備金(以下「不足金填補準備金」といいう。)として、第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剩余金の額の二分の一に相当する金額以上の金額を積み立てなければならない。

(特別積立金の積立て)

第三十一条 農業共済団体は、特に積立金として、第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、毎事業年度の剩余金の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

(特別積立金の取崩し)

第三十二条 農業共済団体は、次に掲げる場合において、定款等で定めるところにより、特別積立金を取り崩すことができる。ただし、第三号に掲げる場合に取り崩すことができる特別積立金は、第二十七条第一項第一号から第七号までに掲げる勘定に係るものに限る。

一 第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、共済金を取り崩すことができる場合であつて、不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合において、共済金、保険金又は再保険金の支払に充てる場合

二 第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第一号に掲げる勘定ごとに、共済金、保険金又は再保険金の支払に不足を生ずる場合であつて、不足金填補準備金を不足金の填補に充ててもなお不足金を生ずる場合において当該不足金の填補に充てる場合

三 法第一百二十六条後段(法第一百七十二条において準用する場合を含む。)の費用並びに法第一百二十七条及び第一百二十八条第一項(これらの規定を法第一百七十二条において準用する場合を含む。)の施設(損害防止のため必要な施設に限る。次条第一項において同じ。)をするのに必要な費用の支払に充てる場合

2 前項第三号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、総会の議決を経てしなければならない。

(連合会特別交付金)

第三十三条 農業共済組合(特定組合を除く。)は、共済事業(第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済を除く。)について、法第一百二十六条後段の費用を負担し、又は法第一百二十七条若しくは第二百二十八条第一項の施設をしようとする場合には、当該共済事業の種類ごとに、毎事業年度、その属する都道府県連合会に対し、農林水産大臣が定める算式により算定される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該都道府県連合会が定款で期限を定めた場合には、その期限までにしなければならない。

3 都道府県連合会は、第一項の規定による請求があつたときは、請求に係る金額(当該共済事業の種類ごとに、当該都道府県連合会の組合員たる農業共済組合の請求に係る金額の合計金額が当該都道府県連合会の第三十一条の特別積立金の金額を超えるときは、その金額を農業共済組合ごとの請求に係る金額により按分した額)を交付するものとする。

4 前三项の規定は、全国連合会が法第一百七十三条各号に掲げる事業を行う場合における特定組合又は都道府県連合会について準用する。この場合において、第一項中「共済事業」とあるのは、「任意共済(法第一百六十三条第一項及び第二項の規定により行う事業を含み)」と、「若しくは第二百二十八条第一項の施設」とあるのは、「の施設」と、「その属する都道府県連合会」とあるのは、「全国連合会」と、前二項中「当該都道府県連合会」とあるのは、「全国連合会」と、前項中「都道府県連合会」とあるのは、「全国連合会」とあるのは、「農業共済組合」とあるのは、「特定組合又は

(余裕金の運用)

第三十四条 農業共済団体の余裕金の運用は、次の方針によらなければならない。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭信託
- 三 国債証券、地方債証券その他農林水産大臣が指定する有価証券の保有
- 四 (解散の議決の認可申請書の添付書類)

法第六十五条第一項の解説の議決の認可の申請書には、解散の理由を記載した書面、総会の議事録の謄本、財産目録、貸借対照表及び事業報告書を添付しなければならない。

第三十五条 法第六十五条第一項の解説の議決の認可の申請書には、解散の理由を記載した書面、(合併の認可申請及びその添付書類)

法第六十七条第二項の合併の認可の申請は、法第七十条第一項の設立委員又は合併後存続する農業共済組合の理事がしなければならない。

第三十六条 法第六十七条第二項の合併の認可の申請は、法第七十条第一項の設立委員又は合併後存続する農業共済組合の理事がしなければならない。

第三十七条 法第七十三条第一項の規定による権利義務の承継の認可の申請は、都道府県連合会の組合員がなくなったとき又は都道府県連合会の組合員たる組合等の区域の全てを合わせた区域をその区域とする農業共済組合が成立したときから三週間以内に、しなければならない。

第三十八条 法第七十三条第一項の規定による権利義務の承継の認可の申請は、都道府県連合会の組合員たる組合等の区域の全てを合わせた区域をその区域とする農業共済組合が成立したときから三週間以内に、しなければならない。

第三十九条 法第九十四条第三項において準用する法第六十七条第二項の事業譲渡の認可の申請は、当該事業譲渡をしようとする農業共済組合の理事がしなければならない。

第四十条 法第九十八条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる家畜の種類に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 牛 出生後第五月の月の末日(農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日)を経過していること。

二 馬 出生の年の末日(農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日)を経過していること。

三 獅子 出生後第五月の月の末日を経過していること。

四 肉豚 (種豚以外の豚をいう。以下同じ。)のうち次号に掲げるもの以外のもの(以下「特定肉豚」という。)出生後第二十日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日。次号において同じ。)に達していること。

五 肉豚のうち第百四条に規定するもの 出生後第二十日の日に達し、第八月の月の末日を経過していないこと。

第四十一条 法第九十八条第一項第四号の農林水産省令で定める品種は、なしにあっては支那なしの品種、かんきつ類の果樹(うんしゅうみかん及びなつみかんを除く。第一百三十七条において同じ。)にあってははっさく、ぽんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果実第二十八号及び甘平以外のものの品種とする。

(収穫共済の共済目的から除外する品種)

第四十二条 法第九十八条第一項第四号の農林水産省令で定める栽培方法は、屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている特定園芸施設を用いて栽培する方法とする。

第三十九条 法第九十四条第三項において準用する法第六十七条第二項の事業譲渡の認可の申請は、当該事業譲渡をしようとする農業共済組合の理事がしなければならない。

第四十条 法第九十八条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる家畜の種類に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 牛 出生後第五月の月の末日(農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日)を経過していること。

二 馬 出生の年の末日(農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日)を経過していること。

三 獅子 出生後第五月の月の末日を経過していること。

四 肉豚 (種豚以外の豚をいう。以下同じ。)のうち次号に掲げるもの以外のもの(以下「特定肉豚」という。)出生後第二十日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日。次号において同じ。)に達していること。

五 肉豚のうち第百四条に規定するもの 出生後第二十日の日に達し、第八月の月の末日を経過していないこと。

第四十一条 法第九十八条第一項第四号の農林水産省令で定める品種は、なしにあっては支那なしの品種、かんきつ類の果樹(うんしゅうみかん及びなつみかんを除く。第一百三十七条において同じ。)にあってははっさく、ぽんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果実第二十八号及び甘平以外のものの品種とする。

(収穫共済の共済目的から除外する栽培方法)

第四十二条 法第九十八条第一項第四号の農林水産省令で定める栽培方法は、屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている特定園芸施設を用いて栽培する方法とする。

第三十七条の二 法第八十五条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とする

ものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

(決算報告)

第一号及び第二号に掲げる事項については、適切

なものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切

な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

(樹体共済の共済目的となる果樹の生育の程度)

第四十三条 法第九十九条第一項第五号の農林水産省令で定める生育の程度は、毎年結果する状態にあることとする。

(畑作物共済の共済目的から除外する品種)

第四十四条 法第九十九条第一項第六号の農林水産省令で定める品種は、いんげんにあっては手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげん以外のものの品種、てん菜にあっては専ら製糖用に供するため栽培される品種以外の品種とする。

(畑作物共済の共済目的から除外する栽培方法)

第四十五条 法第九十九条第一項第六号の農林水産省令で定める栽培方法は、特定園芸施設(気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(当該施設に附属する設備を含む。)を除く。)を用いて栽培する方法とする。

(園芸施設共済の共済目的から除外する施設)

第四十六条 法第九十九条第一項第七号の農林水産省令で定める簡易な施設園芸用施設は、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設単位面積当たりの再建築価額(当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相当する金額をいう。第百五十六条第二項第二号において同じ。)が農林水産大臣の定める金額に満たない施設園芸用施設並びに気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設(その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。)とする。

(共済目的となる牛の胎児及び子牛の生育の程度)

第四十七条 法第九十九条第二項の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して二百四十日以上であることとする。

(子牛及び牛の胎児を共済目的とするとの申出)

第四十八条 法第九十九条第一項の規定により子牛及び牛の胎児(以下「子牛等」という。)を共済目的とするときは、組合員又は共済資格者は、共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに申出をするものとする。

(廃用の範囲等)

第四十九条 法第九十九条第一項第二号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。

一 疾病又は不慮の傷害(第三号に掲げる疾病及び傷害を除く。)によつて死にひんしたとき。

二 不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つたとき(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十八条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行わることが判明したときを除く。)。

三 骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによって使用価値を失つたとき。

四 盜難その他の理由によつて行方不明となつた場合であつて、その事実の明らかとなつた日から三十日を下回らない範囲内において事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき。

五 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であつて当該家畜に係る共済責任の始まつた時以降に生じたことが明らかなるものによって繁殖能力を失つたとき。

六 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて当該家畜に係る共済責任の始まつた時以降に生じたことが明らかなるものによって泌乳能力を失つたことが泌乳期において明らかとなつたとき。

七 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなるとき。

2 包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係(法第一百四十二条第二項の規定により成立する家畜共済の共済関係をいう。以下同じ。)に付されていた家畜についての前項第五号及び第六号の規定の適用については、当該包括共済関係の共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

3 包括共済関係に付されていた家畜であつて、当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分(第二百二十二条第三項又は第五項の公示の際その公示に係る農業共済組合の家畜共済に付されている一条第一項各号及び第二項各号に掲げる家畜の区分をいう。以下同じ。)以外の包括共済家畜区分に属することとなったことにより他の包括共済関係に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該家畜に係る当該他の包括共済関係の共済責任は、その付されたいた包括共済関係に当該家畜が付された時に始まつたものとみなす。

4 法第一百二条第三項又は第五項の公示の際その公示に係る農業共済組合の家畜共済に付されたいた家畜であつて、その公示の日から二週間以内にその公示に係る市町村の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該市町村の家畜共済の共済責任は、当該農業共済組合の家畜共済に係る共済責任に当該家畜が付された時に始まつたものとみなす。

5 法第一百一条第一項の規定により共済事業の全部を廃止した市町村(第二百二十二条第二項第三号において「事業廃止市町村」という。)の家畜共済に付されたいた家畜であつて、同条第四項において準用する法第六十六条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了してから二週間以内にその廃止された共済事業の行っていた地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該農業共済組合の当該家畜に係る共済責任は、当該市町村の家畜共済に付された時に始まつたものとみなす。

6 法第九十九条第一項第五号の埋没及び損傷の範囲は、埋没にあつては第一号、損傷にあつては第二号に掲げるものとする。

一 埋没に係る果樹をその埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が、当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始の時における価額として第一百二十六条の規定により組合等が定める金額を超える程度のもの

二 その損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度が損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前ににおける樹冠容積の二分の一以上の部分にわたる程度のもの

(園芸施設共済の共済目的となる施設園芸用施設)

第五十条 法第九十九条第四項第一号の農林水産省令で定める施設園芸用施設は、温湿度調節施設、灌水施設、排水施設、換気施設、炭酸ガス発生施設、照明施設、しゃ光施設、自動制御施設、発電施設、病害虫等防除施設、肥料調製散布施設、養液栽培施設、運搬施設、栽培棚及び支持物とする。

(園芸施設共済の共済目的から除外する施設内農作物)

第五十一条 法第九十九条第四項第二号の農林水産省令で定める農作物は、育苗中の農作物とする。

(附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることの申出)

第五十二条 附帯施設又は施設内農作物は、事業規程等で定めるところにより、法第一百五十七条第一項の規定による申込みに併せて組合員又は共済資格者が申出することにより、共済目的とすことができる。この場合において、当該組合員又は共済資格者は、当該申込みに係る共済関係のうち、附帯施設又は施設内農作物を共済目的とできるもの(その特定園芸施設に係る附帯施設又は施設内農作物が、共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されるもの又は通常の管理が行われず若しくは行われないおそれがあるものである共済関係を除く。)の全てについて、当該申出をしなければならない。

(任意共済の共済目的となる物)

第五十三条 法第九十九条第五項の農林水産省令で定める物とは、畠、建具その他家具類とする。

(全国連合会による特定区域における共済事業の実施)

第五十四条 法第一百条第一項又は第二項の規定により共済事業を行う全国連合会は、特定区域ごとに、特定区域の全部を実施区域として共済事業を行うものとする。

議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(委託することができる業務)

第七十条 法第一百四十四条第一項の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 法第一百八条第一項又は第三項の規定により賦課される賦課金の徴収に係る業務
- 二 申込書の受理に係る業務
- 三 農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の生産数量、農作物に係る収穫物の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る業務
- 四 共済金の支払に係る業務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものと除く。）

（業務を委託することができる金融機関）

第七十一条 法第一百四十四条第一項第一号の農林水産省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。第二百二条第三号において同じ。）

四 労働金庫及び労働金庫連合会

五 農林中央金庫

六 損害保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。第二百二条第六号において同じ。）

七 第七十一条の二 法第一百四十四条第一項第二号の農林水産省令で定める法人は、共済事業に係る業務（業務を委託することができる法人）

（第七十一条の二 法第一百四十四条第一項第二号の農林水産省令で定める法人は、共済事業に係る業務のうち、共済掛金の徴収に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るもの及び第七十条各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者とする。）

（共済関係の成立に係る承諾義務の例外）

第七十二条 農作物共済についての法第八百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類ごとに、組合員又は共済資格者の法第八百三十五条の規定による申込みに係る農作物が、その者が耕作を行う法第九十八条第一項第一号の農作物で法第八百三十五条の規定による申込みがで

きるもの全てでないこととする。

2 家畜共済についての法第八百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、包括共済関係にあっては第一号及び第二号、個別共済関係にあっては第三号から第五号までのいずれかに掲げるものとする。

1 法第八十条の規定による申込みに係る家畜のうちに第三号から第五号までに掲げる事由に該当するものがあるため、その申込みを承諾するにすれば、当該家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を組合等の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく平衡を欠くこととなるおそれがあること。

2 家畜の飼養頭数を効率的に確認するための組合員又は共済資格者の協力を得られないこと。

3 その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、畸形、不具又は悪癖の著しいものその他事業規程等で定めるものであること。

4 その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。

5 その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められるものその他事業規程等で定めるものであること。

6 その申込みに係る家畜が普通の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められるものその他事業規程等で定めるものであること。

込みの際現に栽培している法第九十八条第一項第四号又は第五号の果樹で法第八百四十七条の規定による申込みができるものの全てでないこととする。

（畑作物共済についての法第八百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類又は共済資格者の同条第一項の規定による申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う法第九十八条第一項第六号の農作物又は蚕繭で法第八百五十二条第一項の規定による申込みができるものの全てでないこととする。）

（法第八百五十二条第一項の規定により区分を定めた場合にあっては、当該区分ごとに、組合員又は共済資格者の同条第一項の規定による申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う法第九十八条第一項第六号の農作物又は蚕繭で法第八百五十二条第一項の規定による申込みができるものの全てでないこととする。）

（園芸施設共済についての法第八百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、次のいずれかに掲げるものとする。）

1 特定園芸施設を管理する者が法第八百五十七条第一項の規定による申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が第百五十三条第一号から第四号までに掲げる事由に該当すること。

2 特定園芸施設を管理する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付されていること。

3 特定園芸施設を所有する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が、その者が当該申込みの際現に所有する特定園芸施設で法第八百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定による申込みができるものの全てでないこと。

4 特定園芸施設を管理する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る共済目的につき、共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく平衡を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため任意共済の共済関係を成立させないと相当とする事由があることとする。

5 前項の規定は、法第八百六十三条第四項において準用する法第八百十五条の農林水産省令で定める正当な理由について準用する。

（共済掛金の支払期限）

第七十三条 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る共済掛金についての法第八百十六条の農林水産省令で定める支払期限は、共済責任期間の開始前で事業規程等で定める日とする。

2 組合等は、前項の規定にかかるわらず、農作物共済及び畑作物共済に係る共済掛金（茶及びさとうきびに係るものと除く。）について同項の規定による支払期限までに当該共済掛金の額を確定することができる場合に限る。

3 組合等は、第一項の規定にかかるわらず、収穫共済の共済掛金の支払期限は、第一年の前年の五月三十一日とする。

4 組合等は、第一項の規定にかかるわらず、収穫共済の共済掛金の支払期限を、当該共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了する日以前の事業規程等で定める日まで、延長することができる。

5 家畜共済及び園芸施設共済に係る共済掛金についての法第八百十六条の農林水産省令で定める支払期限は、法第八十条第一項又は第二項及び第八百五十七条第一項の規定による承諾の日の翌日から起算して一週間を経過する日とする。ただし、事業規程等で別段の定めをしたときは、この限りでない。

6 家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る共済掛金を、事業規程等で定めるところにより分割して支払う場合における法第八百十六条の農林水産省令で定める支払期限は、前各項の規定にかかるわらず、第一回の支払にあつては第一項から第三項まで又は前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあつては次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ当該各号に定める以前の事業規程等で定める日とする。

四 イ ロ に達したこと。	口 共済目的たる肉豚が出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）
二 イ ロ 共済目的たる肉豚が飼養しないこととなつたこと。	ハ 共済目的たる肉豚を飼養しないこととなつたこと。
三 イ ロ 死亡廃用共済（特定肉豚以外の肉豚に係るものに限る。） 次に掲げる異動	二 イ ロ 共済目的たる肉豚が出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）
四 イ ロ に達したこと。	一 五 果樹共済 次に掲げる異動
五 イ ロ 共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ	二 イ ロ パインアップルの開花促進処理に関する計画の変更（その変更により果実の年産の変更が生ずるものに限る。）
六 イ ロ ハ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更	三 イ ロ 第八十三条第三項第四号の出荷計画の変更
七 イ ロ ハ 共済目的の譲渡し、収穫適期前の掘取り、刈取り、拔取り又は書き込み	四 イ ロ 第八十三条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項
八 イ ロ ハ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更	五 イ ロ 既に法第九十八条第一項第五号の共済事故が発生している果樹があること又はその事故の原因が生じている果樹があること。
九 イ ロ ハ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと。	四 イ ロ 第一百九条第一項の規定により収穫共済の共済関係について同項第一号に規定する全相殺減収方式、同項第二号に規定する全相殺品質方式又は同項第五号に規定する災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画
十 イ ロ ハ 特定園芸施設の被覆期間の変更	五 イ ロ 五百三十九条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
十一 イ ロ ハ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更	六 イ ロ 五百三十九条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
十二 イ ロ ハ 特定肉豚に係る前項第三号に掲げる異動（次に掲げるものを除く。）についての法第一百三十条の規定による通知は、その異動の日の属する基準期間（共済責任期間の開始の日から最初の基準日（共済掛金期間の開始の日から一月を経過するとの日をいう。以下この項において同じ。）までの期間及び各基準日の翌日から次の基準日までの各期間をいう。以下同じ。）の終了後、遅滞なくするものとする。	七 イ ロ ハ 特定園芸施設の被覆期間の変更
十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	二十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	二十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	二十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	二十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
二十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	二十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
三十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	二十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
三十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	三十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
三十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	三十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
三十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	三十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
三十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	三十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
三十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	四十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
四十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	四十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
四十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	四十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
四十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	四十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
四十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	四十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
四十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	四十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
五十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	五十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
五十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	五十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
五十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	五十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
五十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	五十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
五十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	五十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
五十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	六十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
六十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	六十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
六十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	六十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
六十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	六十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
六十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	六十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
六十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	七十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
七十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	七十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
七十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	七十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
七十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	七十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
七十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	七十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
七十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	八十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
八十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	八十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
八十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	八十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
八十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	八十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
八十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	八十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
八十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	八十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
九十 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	九十一 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
九十二 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	九十三 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
九十四 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	九十五 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
九十六 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	九十七 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
九十八 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	九十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動
九十九 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動	一百 イ ロ ハ 特定園芸施設共済 次に掲げる異動

(災害収入共済方式の共済金額の下限)

第八十九条 組合員又は共済資格者が法第百三十六条第一項第二号の規定により申し出ることができる農作物共済の共済金額は、同条第三項の基準生産金額の百分の四十に相当する金額を下回らない金額とする。

(基準収穫量の設定方法)

第九十条 法第百三十六条第一項第一号の基準収穫量(以下この款において「基準収穫量」といいう。)は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺方式にあっては乾燥調製施設における計量結果等に基づく単位面積当たり収穫量、半相殺方式にあっては耕地ごとの収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあっては統計単収(作物統計調査規則(昭和四十六年農林省令第四十号)第四条第三項の収穫量調査に基づく単位面積当たりの作物の種類別収穫量をいう。以下同じ。)をそれぞれ基礎として、定めるものとする。

(単位当たり共済金額)

第九十一条 法第百三十六条第一項第一号の単位当たり共済金額(以下この条において「単位当たり共済金額」という。)は、類区分ごとに、農林水産大臣が定める二以上の金額から、組合員又は共済資格者が申し出した金額とする。

2 共済責任期間の開始後に前項の農林水産大臣が定める二以上の金額が変更された場合は、組合員等は、農林水産大臣が定めるところにより、単位当たり共済金額を変更するものとする。

3 前項の規定による単位当たり共済金額の変更により、共済金額が増額した場合は、組合員等は農林水産大臣が定める日までに増加する共済金額に対する共済掛金を支払うものとし、減額した場合は、組合等は減少する共済金額に対する共済掛金を組合員等に返還するものとする。

(共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合)

第九十二条 法第百三十六条第三項の農林水産省令で定める割合(第九十九条第二項及び第三項において「共済限度額割合」という。)とする。

(農作物の生産金額に含める収入金額)

第九十三条 法第百三十六条第四項の農林水産省令で定める収入金額は、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号。以下「扱い手経営安定法」という。)第二条第四項に規定する対象農業者につき、同法第三条第一項第二号に掲げる交付金のうち麦に係るものに、同条第四項に規定する調整額のうち麦に係るもの、加えて得た金額とする。

(基準生産金額の設定方法)

第九十四条 法第百三十六条第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第百三十三条第一項に規定する資料、青色申告書及びその関係書類又は実測に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの単位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

第九十五条 法第百三十七条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一 類区分

二 引受方式の別

(共済金の支払開始減収量)

三 第九十二条又是次条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出した割合の別

四 一筆半損特約の有無の別

第九十六条 法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと(地域インデックス方式にあっては、組合員等ごと及び統計単位地域(統計単収が都道府県別に公表される農作物にあっては都道府県、市町村別に公表される農作物にあっては市町村の区域をいう。以下同じ。)ごと。以下この条において同じ。)に、当該各号に定めるものとする。

一 全相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第百三十五条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

二 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十のうち当該組合員等が法第百三十五条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

三 地域インデックス方式 基準統計単収(当該統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均をいう。以下同じ。)に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第百三十五条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

3 前項の規定にかかわらず、法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地で共済事故により収穫のないもの(第一百条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつた又は発芽しなかつた耕地(以下「移植不能耕地」という。)を含む。以下この款において「全損耕地」という。)がある場合であつて、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量を超えるときは、全損耕地の耕地別基準収穫量(組合員等の耕地ごとに、第九十条の農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量をいう。以下この款において同じ。)の合計に全損耕地支払開始割合(前項各号の組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た数量とする。

一 組合員等ごとに、全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、移植不能耕地にあっては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量をいう。以下この款において同じ。)の合計から、全損耕地の耕地別基準収穫量の合計に全損耕地支払開始割合を乗じて得た数量を差し引いて得た数量とする。

二 組合員等ごとに、次条第一項の規定により算定される減収量から、前項の規定により算定される数量を差し引いて得た数量

3 前項の規定にかかわらず、一筆半損特約をした共済関係についての法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地で共済事故により収穫量が当該耕地の耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量以下であると認められるもの(全損耕地を除く。以下この款において「半損耕地」という。)がある場合であつて、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量を超えるときは、全損耕地の耕地別基準収穫量に全損耕地支払開始割合を乗じて得た数量及び半損耕地の耕地別基準収穫量に半損耕地支払開始割合(第一項各号の組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。第一号口において同じ。)を乗じて得た数量を合計して得た数量とする。

一 組合員等ごとに、次に掲げる数量を合計して得た数量

イ 前項第一号に掲げる数量

ロ 半損耕地減収量(半損耕地の耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量を基礎として、農林水産大臣が定めるところにより算定される数量をいう。次条第四項において同じ。)の合計から、半損耕地の耕地別基準収穫量の合計に半損耕地支払開始割合を乗じて得た数量を差し引いて得た数量

一 (減収量の算定方法)

二 前項第二号に掲げる数量

三 第九十三条第一項の減収量は、類区分ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。

一 組合員等ごとに、基準収穫量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて算定する方法

二 耕地ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における当該耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定する方法

- 三 統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて算定する方法
- 2 移植不能耕地がある場合における法第百三十八条第一項の減収量について、前項第一号又は第二号に掲げる方法により算定するときは、同項第一号又は第二号に掲げる方法により算定された数量に、実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定するものとする。
- 3 法第百三十八条第一項の減収量は、全損耕地がある場合であつて、前条第二項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項の規定にかかるらず、類区分ごとに、全損耕地減収量及び半損耕地減収量の合計とする。
- 4 (共済事故による農作物の減収又は品質の低下) 一筆半損特約をした共済関係における法第百三十八条第一項の減収量は、半損耕地がある場合であつて、前条第三項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項及び前項の規定にかかるらず、類区分ごとに、全損耕地減収量及び半損耕地減収量の合計とする。
- 第九十八条** 法第百三十八条第二項の農林水産省令で定める農作物の減収又は品質の低下は、類区ごとに、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量に達しないこととする。
- 一 農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年産における当該組合員等の農作物に係る収穫量に、その年産における当該農作物の品質の程度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量
- 二 農林水産大臣が定める準則に従い、過去一定年間ににおける当該組合員等の農作物に係る収穫量に、当該一定年間ににおける当該農作物の品質の程度に応じて一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、組合等が定める数量
- (生産金額の算定方法)
- 第九十九条** 法第百三十八条第二項の生産金額は、組合員等ごと及び類区分ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における農作物の生産金額とする。
- 2 法第百三十八条第二項の生産金額は、全損耕地がある場合であつて、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、前項の規定にかかるらず、法第百三十六条第一項第二号の共済限度額(以下この条において「共済限度額」という。)から第一号に掲げる金額を差し引いて得た金額とする。
- 一 全損耕地の耕地別基準生産金額の総額に全損耕地補償割合(共済限度額割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。)を乗じて得た金額を基礎とし、移植不能耕地がある場合については実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額
- 二 共済限度額から、前項の規定による生産金額を差し引いて得た金額から、前項第一号に掲げる金額を乗じて得た金額を基礎とした共済関係における法第百三十八条第二項の生産金額は、半損耕地がある場合であつて、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、前二項の規定にかかるらず、組合員等ごとに、次に掲げる金額の合計金額
- イ 前項第一号に掲げる金額
- ロ 半損耕地の耕地別基準生産金額の総額に半損耕地補償割合(共済限度額割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。)を乗じて得た金額から、半損耕地生産金額(半損耕地の耕地別基準生産金額の二分の一に相当する金額を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される金額をいう。)の総額を差し引いて得た金額
- 二 前項第二号に掲げる金額
- 水産大臣が定める割合をいう。)を乗じて得た金額から、半損耕地生産金額(半損耕地の耕地別基準生産金額の二分の一に相当する金額を基礎として農林水産大臣が定めるところによつては、発芽期(移植をする場合にあつては、移植期)から、それぞれ収穫をするに至るまでの期間を事業規程等で定めることとする。
- 第四百条** 法第百三十九条の農林水産省令で定める基準は、水稻については本田移植期(直播をする場合にあつては、発芽期)から、麦及び陸稻については発芽期(移植をする場合にあつては、移植期)から、それぞれ収穫をするに至るまでの期間を事業規程等で定めることとする。

(包括共済家畜区分)
第三款 家畜共済

- 第一百一条** 死亡廃用共済についての法第百四十条第一項の農林水産省令で定める家畜の区分は、次に掲げる区分とする。
- 一 摺乳牛(満二十四月齢以上の乳牛の雌であつて摺乳の用に供されるものをいう。以下同じ。)
- 二 繁殖用雌牛(満二十四月齢以上の肉用牛の雌であつて繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。)
- 三 育成乳牛(満二十四月齢未満の乳牛の雌をいい、牛の胎児のうち乳牛であるものを含む。以下同じ。)
- 四 育成・肥育馬(摺乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛をいい、牛の胎児のうち乳牛でないものを含む。以下同じ。)
- 五 繁殖用雌馬(満三十六月齢以上の馬の雌であつて繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。)
- 六 育成・肥育馬(繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬をいう。以下同じ。)
- 七 種豚
- 八 肉豚
- 2 疾病傷害共済についての法第百四十条第一項の農林水産省令で定める家畜の区分は、次に掲げる区分とする。
- 一 乳用牛(前項第一号及び第三号に掲げる区分に属する牛(牛の胎児を除く。)をいう。)
- 二 肉用牛(前項第二号及び第四号に掲げる区分に属する牛(牛の胎児を除く。)をいう。)
- 三 一般馬(前項第五号及び第六号に掲げる区分に属する馬をいう。)
- 四 種豚
- (個別共済関係の対象となる家畜)
- 第一百二条** 法第百四十条第二項の農林水産省令で定める家畜は、次に掲げる家畜とする。ただし、牛にあつては十二歳以下のもの、馬にあつては明け十七歳未満のもの、豚にあつては六歳以下のものに限る。
- 一 種雄牛
- 二 種雄馬
- 三 包括共済家畜区分に属する家畜(子牛等及び肉豚を除く。)のうち、次に掲げる事由に該当する家畜
- イ 組合員等が組合員等からの当該包括共済家畜区分についての法第百四十条第一項の規定による申込みにつき、第七十二条第二項第一号に掲げる理由があるため法第百十五条の規定によりその承諾を拒んだこと。ただし、同号に掲げる理由がなくなつた場合は、この限りでない。
- ロ 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき当該組合員等との間に個別共済関係が存していること。
- 2 次に掲げる場合には、前項ただし書の規定は適用しないものとする。
- イ 当該個別共済関係が共済事業を行う市町村との間に存するものであつて、当該市町村につき法第百一条第三項又は第五項の規定による公示のあつた日から二週間以内に新たに成立し引き続いて個別共済関係が存している場合
- 二 次の要件の全てに適合する場合
- イ 当該個別共済関係が共済事業を行つた市町村に規定する家畜に該当しないこととなつたものであること。
- ロ 当該家畜が、前項ただし書に規定する家畜に該当しないこととなつた日から起算して二年以上前から法第百五条第二項の規定により家畜共済の共済関係が消滅するまで引き続き当該市町村に対し法第百一条第一項の規定による申出をした農業共済組合の個別共済関係に付されていたものであること。

三 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該個別共済関係が、事業廃止市町村の共済事業の実施区域であった地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に係るものであつて、当該事業廃止市町村が法第百十一条第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内に新たに成立したものであること。

ロ 当該家畜が、前項ただし書に規定する家畜に該当しないこととなつた日から起算して二年以上前から法第百十一条第四項において準用する法第六十六条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続き当該事業廃止市町村の個別共済関係に付されていたものであること。

(共済掛金期間の特例)

第一百三条 法第百四十二条第二項の農林水産省令で定める家畜は、次条に規定する肉豚とする。

2 法第百四十二条第二項の農林水産省令で定める期間は、出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）から出生後第八月の月の末日までとする。

3 法第百四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める特別の事由は、組合等が家畜共済の共済関係に係る共済掛金期間の始期又は終期を統一する必要があることとする。

第一百四条 法第百四十三条第一項の農林水産省令で定める家畜は、次に掲げる要件のいずれかを満たさない者の飼養する肉豚とする。

一 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事が把握できること。

二 過去三年間ににおいてその者の飼養する母豚から出生した豚が、その者の出荷する肉豚（第八十一条第二項第一号又は第二号に掲げる異動により飼養するに至った肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

三 過去三年間ににおいてその者の飼養する母豚から出生した豚が、その者の出荷する肉豚（第八十一条第二項第一号又は第二号に掲げる異動により飼養するに至った肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

四 過去三年間ににおいて出荷した肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる者に肉豚を出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれること。

（肉豚の飼養区分）
第一百五条 法第百四十三条第一項の農林水産省令で定める飼養区分は、離乳の日（その日後に当該組合員又は共済資格者が飼養するに至った肉豚については、その飼養するに至った日）を同一とする肉豚の群の別とする。

（死亡・廃用共済の共済金額）
第一百六条 法第百四十三条第一項の農林水産省令で定める飼養区分は、離乳の日（その日後に当該組合員又は共済資格者が飼養するに至った肉豚については、その飼養するに至った日）を同一とする肉豚の群の別とする。

（死亡・廃用共済の共済金額）
第一百七条 法第百四十三条第一項の共済金額は、次条第一項本文の規定により算定された共済価額の百分の八十に相当する金額を下回らず当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲内において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。ただし、次条第一項ただし書の規定により共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額を共済価額とする場合は、当該申し出た金額に農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た金額とする。

(死亡・廃用共済の共済価額)

第一百七条 包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）についての法第百四十三条第一項の共済価額は、農林水産大臣が定める準則に従い、当該共済掛金期間中に飼養すると見込まれる当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜の価額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、共済掛金期間中に飼養した当該包括共済関係に係る包括共

济家畜区分に属する家畜の価額の合計金額が当該算定された金額と異なる場合は、当該合計金額とする。

2 前項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 排乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その後に飼養することとなる家畜にあっては、その飼養することとなる時）における家畜の価額

二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 牛及び馬にあっては共済掛金期間の終了の時ににおける家畜の価額（その時に飼養しないこととなる家畜にあっては、農林水産大臣が定める

金額）、牛の胎児にあっては、定期間ににおける牛の価格を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される牛の出生の日における価額に相当する金額

3 肉豚に係る包括共済関係についての法第百四十三条第一項の共済価額は、次の各号に掲げる肉豚の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定肉豚 基準期間ごとに、当該基準期間の開始の時において組合員等が現に飼養している肉豚の価額の合計金額

二 特定肉豚以外の肉豚 飼養区分ごとに、共済掛金期間の開始の時における当該飼養区分に属する肉豚の価額の合計金額

4 前項各号の肉豚の価額は、第四十条第四号又は第五号に定める要件を満たすこととなつた日ににおける肉豚の価額を基礎として、一定期間における肉豚の価格を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される金額とする。

5 個別共済関係についての法第百四十三条第一項の共済価額は、当該個別共済関係に係る家畜の共済掛金期間の開始の時における家畜の価額とする。

第一百八条 疾病傷害共済の共済金額は、次条の規定により算定された法第百四十三条第二項の支払限度額を超えない範囲内において、共済掛金期間の開始の時までに組合員又は共済資格者が申し出した金額とする。

（疾病傷害共済の共済金額）
第一百九条 法第百四十三条第二項の支払限度額は、包括共済関係においては共済掛金期間の開始の時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあっては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時における価額（これらの金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合には、当該金額）に農林水産大臣が定める率（百十二条第二項第一号において「支払限度率」という。）を乗じて得た金額（一年に満たない共済掛金期間にあっては、その金額に第三条第三項第一号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）とする。

（肉豚以外の家畜に係る死亡・廃用共済の共済価額及び共済金額の変更）
第一百十条 死亡・廃用共済（肉豚に係るものを除く。）についての法第百四十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、第八十一条第一項第二号に定める異動を生じたこととする。

2 組合員等は、第八十一条第一項第二号に定める異動につき法第百三十条第一号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、第一百七条第一項の規定の例により、共済価額を変更するものとする。

3 前項の規定により共済価額が変更された場合には、第一号に掲げる金額を共済金額とする。ただし、共済価額が増加した場合であつて、組合員等が第一項の異動の日から二週間以内に同号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内の金額を申し出たときは、当該金額を共済金額とする。

1 変更後の共済価額に、変更前の共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額
2 変更前の共済金額と、変更後の共済価額の百分の二十に相当する金額のいずれか高い金額

3 前項の規定により共済価額が変更された場合には、第一号に掲げる金額を共済金額とする。ただし、共済価額が増加した場合であつて、組合員等が第一項の異動の日から二週間以内に同号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内の金額を申し出たときは、当該金額を共済金額とする。

- 4 組合員等は、前項の規定により共済金額が増額される場合は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払に係るもの）を、第一回の異動の日から一月以内に支払わなければならない。
- 5 組合等は、第三項の規定により共済金額が減額される場合は、減額する共済金額に対する共済掛金のうち、まだ経過していない共済掛金期間に対するものを組合員等に返還するものとする。
- 6 第二項の規定による共済価額の変更及び第三項の規定による共済金額の変更是、当該変更に係る第一項に規定する事由の生じた日からその効力を生ずる。
- （特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更）
- 第百十一条** 特定肉豚に係る死亡廃用共済についての法第百四十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、共済事故が生じたこと及び第八十一条第一項第三号に定める異動を生じたこととする。
- 2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額は、共済事故が生じたときは、当該共済事故が生じた時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。
- 3 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第八十一条第一項第三号イ又はロに掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員等は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員等は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、当該請求をした日から二週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされた場合にあっては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならぬものとし、当該共済金額の増額は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、組合等が組合員等から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からそ
- 4 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が共済事故又は第八十一条第二項第三号に掲げる共済目的の異動により著しく減少したときは、組合員等は、当該共済事故又は当該異動が生じた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の減少の割合の範囲内で、共済金額の減額を請求することができる。この場合において、組合等は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、組合等が組合員等の請求を受理した日の翌日からその効力を生ずるものとする。
- （疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更）
- 第百十二条** 疾病傷害共済についての法第百四十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる異動を生じたこととする。
- 一 共済目的たる家畜を飼養することとなつたこと。
- 二 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなつたこと。
- 2 組合等は、組合員等の共済目的につき前項第一号に掲げる異動が生じた場合であつて、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、この場合において、組合員等は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、当該申出をした日から二週間以内に共済掛金（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。
- 一 当該異動に係る家畜の当該異動の時における価額の合計額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあっては、当該金額）に支払限度率を乗じて得た金額
- 2 前号に掲げる金額に、変更前の共済金額の支払限度額に対する割合及びまだ経過していない共済掛金期間の割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額
- 3 組合等は、組合員等の共済目的につき第一項第二号に掲げる異動が生じた場合であつて、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額につ

- て、変更後の共済金額がその時までに支払われた共済金（その時までに法第百三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知がされた損害に係る共済金であつて、その後に支払われるものを含む。）の総額を下回らない範囲において、支払限度額にあっては前項第一号、共済金額にあっては前項第二号に掲げる金額を減額するものとする。この場合において、組合等は共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。
- （診療技術料等）
- 第百十三条** 法第百四十四条第二項第二号の農林水産省令で定める診療技術料等は、診療に要する費用から次に掲げる費用を差し引いたものとする。
- 一 医薬品費
- 二 医療用器具及び機械の償却費
- 三 往診用車両の燃料費及び往診時の交通費
- 四 往診用車両の修理費及び償却費
- 五 往診用車両の燃料費及び往診時の交通費
- （疾病傷害共済の診療技術料等に対応する共済掛金率の上限）
- 第百十四条** 法第百四十四条第二項第二号の農林水産省令で定める率は、その率を危険段階ごとの共済金額の見込額により加重平均して得た率が、過去一定年間ににおける各年の被害率のうち最も高いものを基礎として農林水産大臣が定める率に一致するよう、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める率とする。
- （死亡廃用共済の損害の額の算定方法）
- 第百十五条** 法第百四十五条第一項の損害の額は、共済事故に係る家畜の価額から、事業規程等の定めるところにより、共済事故が発生したときに現に当該家畜につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引くことにより、算定するものとする。
- 2 包括共済関係についての前項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 摺乳牛、繁殖用雌牛及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあっては、その付された時）における当該家畜の価額
- 二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 共済事故が発生した時における当該家畜の価額
- （牛の胎児にあっては、第百七条第二項第二号に定める金額）
- 第百十六条** 法第百四十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める死亡廃用共済の共済関係は、牛又は豚に係る包括共済関係であつて組合員等ごとの被害率が農林水産大臣が定める率を超えることその他の農林水産大臣が定める事由に該当する組合員等との間に存するものとする。
- （疾病傷害共済の損害の額の算定方法）
- 第百十七条** 法第百四十五条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得た金額の百分の九十に相当する金額とする。
- 2 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用の百分の九十に相当する金額を限度とする。
- （第四款 果樹共済）
- 第百十八条** 法第百四十七条の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。
- 一 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。

- 二 当該果樹に係る法第二百四十八条第一項第一号の標準収穫量（以下「標準収穫量」という。）、同一条第三項の基準生産金額又は同一条第六項の共済価額の適正かの円滑な認定が困難であること。
- 三 当該果樹に係る損害の額の適正かの円滑な認定が困難であること。
- 四 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われば、又は行われないおそれがあること。
- 五 当該果樹に係る類区分ごとの栽培面積が、五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内で事業規程等で定める面積に達しないこと。
- （収穫共済に係る引受方式）**
- 第一百九条** 収穫共済についての法第二百四十七条の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるところにより、次に掲げる共済関係の区分（以下この款において「引受方式」という。）を選択してするものとする。
- 一 全相殺減収方式（法第二百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第二百三十二条第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 二 全相殺品質方式（法第二百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第二百三十二条第二号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 三 半相殺方式（法第二百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第二百三十三条第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 四 地域インデックス方式（法第二百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第二百三十三条第四号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 五 災害収入共済方式（法第二百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。以下この条において同じ。）
- 2 前項の規定により地域インデックス方式を選択することができる収穫共済の共済関係は、うんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、とうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップルに係るものとする。
- 3 第一項の規定により全相殺減収方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。
- 一 類別ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を法第二百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者により適正に確認できる者
- 二 類別ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者
- 三 類別ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量が、所得税法第二百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十条第三項に規定する書類、同法第二百五十条の二第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（この号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第二百三十四条において準用する保険法第三十条の規定により収穫共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）
- 4 第一項の規定により全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。
- 一 類別ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去五年間において法第二百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二 類別ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

（収穫共済の共済金額）

第一百二十条 法第二百四十八条第一項第一号に掲げる金額は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 全相殺減収方式及び全相殺品質方式 標準収穫金額（標準収穫量に同号の果実の単位当たり価額を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に百分の九十から第百二十九条第一号の規定により組合員又は共済資格者が申し出した割合を差し引いて得た割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出した金額
- 二 半相殺方式 標準収穫金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に一から百二十九条第二号の規定により組合員又は共済資格者が申し出した割合を差し引いて得た割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出した金額
- 三 地域インデックス方式 標準収穫金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に一から百二十九条第三号の規定により組合員又は共済資格者が申し出した割合を差し引いて得た割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出した金額
- （災害収入共済方式の共済金額の下限）**
- 第一百二十二条** 組合員又は共済資格者が法第二百四十八条第一項第二号の規定により申し出ることができる収穫共済の共済金額は、同一条第三項の基準生産金額の百分の四十に相当する金額を下回らない金額とする。
- （収穫共済の標準収穫量の設定方法）**
- 第一百二十三条** 法第二百四十八条第一項第一号の標準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺減収方式にあつては農業協同組合等の出荷資料等に基づく単位面積当たり収穫量、全相殺品質方式にあつては当該単位面積当たり収穫量に果実の品質の程度に応じて一定の調整を加えて得た数量、半相殺方式にあつては樹園地ごとの樹齢等を勘案した収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあつては統計單収をそれぞれ基礎として、定めるものとする。
- （共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乘ずる割合）**
- 第一百二十四条** 法第二百四十八条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十又は百分の六十の中から組合員又は共済資格者が申し出した割合とする。
- （基準生産金額の設定方法）**
- 第一百二十五条** 法第二百四十八条第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第二百三十三条第一項に規定する資料又は青色申告書及びその関係書類に基づき算定される組合員又は共済資格者がごとの単位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。
- （樹体共済の共済金額）**
- 第一百二十六条** 法第二百四十八条第六項の共済金額は、同項の共済価額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲内において、組合員又は共済資格者が申し出した金額とする。
- （樹体共済の共済掛金）**
- 第一百二十七条** 収穫共済についての法第二百四十九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。
- 一 類別区分
- 二 引受方式の別

- | |
|---|
| <p>2 前項の規定にかかるらず、事業規程等で定めた場合は、半相殺方式の共済責任期間は、組合員又は共済資格者の申出により、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間とすることができる。</p> <p>3 一りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ 発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
二 うんしゅうみかん、いよかん及びゆめ 開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
三 なつみかん、かんきつ類の果樹及びわ 開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間</p> <p>4 前項の規定により半相殺方式を選択することができる畠作物共済の共済関係は、大豆、小豆、いんげん又は茶に係るものとする。</p> <p>5 第一項の規定により地域インデックス方式を選択することができる畠作物共済の共済関係は、茶におけるものとする。</p> <p>6 第一項の規定により全相殺方式（蚕繭を除く。）を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。
一 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者
二 類区分ごとに、その者が栽培する大豆、小豆又はいんげんに係る収穫量が、所得税法第二百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十四条第三項に規定する書類、同法第一百五十条の二第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（この号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第百三十四条において準用する保険法第三十条の規定により畠作物共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）
三 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に荷する者に限り、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に荷する者に限るものとする。
一 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量及び価格がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者</p> |
| <p>1 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
二 当該農作物に係る法第五百五十三条第一項第一号の基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る同号の基準収穫量又は同条第三項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。
三 当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
四 当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること、農作物の作付けが事業規程等で定める作付基準に適合しないこと又は当該蚕繭に係る類区分ごとの桑葉の肥培管理若しくは蚕兒の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。
五 当該農作物に係る類区分ごとの栽培面積が五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で事業規程等で定める面積に達しないこと又は当該蚕繭に係る類区分ごとの蚕種の掃立量が〇・二五箱を下回らず二箱を超えない範囲内で事業規程等で定める箱数に達しないこと。
前項第五号の蚕種の掃立量については、第八条第二項の規定を準用する。
(一括加入の区分)</p> <p>2 組合等は、法第五百五十二条第一項の区分を定める場合には、連続して作付けする二つによりその生育に重大な支障を及ぼすおそれがある農作物について一の区分とするものとする。</p> <p>3 第百三十九条 (引受方式) 法第五百五十二条第一項の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるところにより、次に掲げる共済関係の区分（以下この款において「引受方式」という。）を選択してするものとする。
一 全相殺方式（法第五百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第一百四十九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
二 半相殺方式（法第五百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第一百四十九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
三 地域インデックス方式（法第五百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第一百四十九条第一項第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
四 災害収入共済方式（法第五百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>4 前項の規定により全相殺方式を選択することができる畠作物共済の共済関係は、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、木薯又は蚕繭に係るものとする。</p> |
| <p>5 第一項の規定により半相殺方式を選択することができる畠作物共済の共済関係は、茶におけるものとする。</p> <p>6 第一項の規定により地域インデックス方式を選択することができる畠作物共済の共済関係は、茶に係るものとする。</p> <p>7 第一項の規定により全相殺方式（蚕繭を除く。）を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。
一 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に荷する者に限り、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に荷する者に限るものとする。
二 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量及び価格がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者</p> |
| <p>1 第百四十三条 (引受方式) 法第五百五十三条第一項第一号の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）及び同号の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺方式にあつては農業協同組合等の出荷資料等に基づく単位面積当たり収穫量（てん菜及びさとうきびにあつては当該単位面積当たり収穫量に農作物の糖度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量、蚕繭にあつては収穫量）、半相殺方式にあつては耕地ごとの収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあつては統計單収をそれぞれ基礎として、定めるものとする。
(基準収穫量等の設定方法)</p> <p>2 第百四十四条 (引受方式) 法第五百五十三条第一項第一号の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）及び同号の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺方式にあつては農業協同組合等の出荷資料等に基づく単位面積当たり収穫量（てん菜及びさとうきびにあつては当該単位面積当たり収穫量に農作物の糖度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量、蚕繭にあつては収穫量）、半相殺方式にあつては耕地ごとの収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあつては統計單収をそれぞれ基礎として、定めるものとする。
(基準収穫量等の設定方法)</p> |

2 共済責任期間の開始後に前項の農林水産大臣が定める二以上の金額が変更された場合について
は、第九十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

(共済限度額の設定に当たる基準生産金額に乘する割合)

第一百四十五条 法第一百五十三条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十又

は百分の六十の中から組合員又は共済資格者が申し出した割合とする。

(基準生産金額の設定方法)

第一百四十六条 法第一百五十三条第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第一百五十三条第一項に規定する資料又は青色申告書及びその関係書類に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの単位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

第一百四十七条 法第一百五十四条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一 類別区分

二 引受方式の別

三 第百四十五条又は次条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出した割合の別
(共済金の支払開始減収量)

第一百四十八条 法第一百五十五条第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと(地域インデックス方式にあっては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと)に、当該各号に定めるものとする。

一 全相殺方式 当該組合員等の基準収穫量(蚕繭にあっては、基準収繭量)に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては、百分の十、百分の二十又は百分の三十)のうち当該組合員等が法第一百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

二 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の三十、百分の四十又は百分の五十(大豆にあっては、百分の二十、百分の三十又は百分の四十)のうち当該組合員等が法第一百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

三 地域インデックス方式 基準統計単収に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第一百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係についての法第一百五十五条第一項の減収量は、全損耕地がある場合であつて、前条第二項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、類区分ごとに、全損耕地減収量の合計とする。

第一百五十二条 法第一百五十五条第二項の農林水産省令で定める農作物の減収又は品質の低下は、類区分ごとに、農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年産における当該組合員等の農作物に係る収穫量が、過去一定年間における当該組合員等の農作物に係る収穫量を基礎として農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量に達しないこととする。

第二章 共済関係の運営

2 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

3 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

4 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

5 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

6 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

7 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

8 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

9 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

10 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

11 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

12 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

13 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

14 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

15 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

16 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

17 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

18 第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とすると、第一号において同じ)を乗じて得た数量とする。

における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じて農林水産大臣が定めるところに
より一定の調整を加えて得た数量、蚕繭にあっては収繭量)を差し引いて算定する方法

二 耕地ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における当該耕地の収穫量が耕地
別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定
する方法

三 統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収を下回る場合におけるその差に相
当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じ
て算定する方法

次に掲げる事由の存する耕地がある場合(全相殺方式及び半相殺方式に限る)における法第
百五十五条第一項の減収量について、前項第一号又は第二号に掲げる方法により算定するとき
は、同項第一号又は第二号に掲げる方法により算定された数量に、実損害を勘案して農林水産大
臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定するものとする。

一 第百五十二条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移
植できなかつたこと。

二 播種又は移植をしたてん菜が風害、凍霜害若しくは獸害により発芽若しくは活着をしなかつ
た場合は、発芽若しくは活着後に風害、凍霜害若しくは獸害により減失した場合において再び
播種又は移植をしたこと。

三 植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかつた場
合その他共済事故により収穫の見込みがない場合において当該夏植えのさとうきび又は株出し
のさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けたこと。

四 蚕種が共済事故により掃立不能となつたこと。

さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係についての法第一百五十五条第一項の減収量
は、全損耕地がある場合であつて、前条第二項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を
超えるときは、第一項の規定にかかわらず、類区分ごとに、全損耕地減収量の合計とする。

(共済事故による農作物の減収又は品質の低下)

第一項の規定による農作物の減収又は品質の低下は、類区分ごとに、農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年産における当該組合員等の農作物に係る収穫量を基礎として農林水
産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量に達しないこととする。

(生産金額の算定方法)

第一百五十三条 法第一百五十五条第二項の生産金額は、組合員等ごと及び類区分ごとに、第八十二条
の準則に従い認定されたその年産における農作物の生産金額とする。

第一百五十二条 法第一百五十六条の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる共済目的の種類
に応じ、当該各号に定める期間を事業規程等で定めることとする。

一 茶及び蚕繭以外の共済目的の種類 発芽期(移植をする場合にあつては、移植期)から収穫
をするに至るまでの期間

二 茶 冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間

三 蚕繭 桑の発芽期(農林水産大臣が特定の地域及び類区分について桑の発芽期前の日を定め
た場合には、当該地域及び類区分については、その農林水産大臣が定めた日)から収穫
をするに至るまでの期間

(共済関係を成立させないことを相当とする事由)

第六款 園芸施設共済

第一百五十三条 法第一百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定
める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

一 共済価額が、第一百五十九条第一項の規定により申し出た金額以下であること。

二 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。

三 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

四 当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

五 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

(共済責任期間の特例)

第一百五十四条 法第一百五十八条の農林水産省令で定める特別な事由は、次の各号に定める事由とする。

一 現に存する共済関係の共済責任期間の終了後引き続いて共済責任期間が開始する共済関係であつて、当該現に存する共済関係に係る特定園芸施設を共済目的とするものの申込みがあつたこと（当該共済関係に係る特定園芸施設の施設区分（第一百五十七条第五号の区分をいう。）が現に存する共済関係に係る特定園芸施設の施設区分と異なる場合を含む。）。

二 組合員等が組合員等との間に存する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。

三 組合員等が特定園芸施設を設置する期間が一年未満であること。

四 第八十一条第一項第七号イに掲げる異動（共済目的の増築、改築又は構造若しくは材質の変更に限る。）又は同号ニに掲げる異動（施設内農作物の種類の変更に限る。）が生じたことにより、現に存する共済関係の共済目的について共済関係の申込みがあつたこと。

第一百五十五条 法第一百五十九条第一項の共済金額は、同項の共済価額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲内において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

2 組合員又は共済資格者は、前項の規定により法第一百五十九条第一項の共済価額の百分の八十に相当する金額を申し出た場合には、前項の規定にかかるわらず、当該金額に、当該共済価額（施設内農作物に係るもの）の百分の十又は百分の二十に相当する金額のうち組合員又は共済資格者が申し出た金額を加えて得た金額を法第一百五十九条第一項の共済金額とする旨の特約をすることができる。

3 組合員又は共済資格者は、前項の規定により特約をするに当たつては、第一項の規定による申出と同時にしなければならない。
(共済価額)

第一百五十六条 法第一百五十九条第一項の共済価額は、次の各号に掲げる共済目的の区分に応じ当該各号に定める金額を基礎として、農林水産大臣が定める準則に従い定める金額とする。

一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の共済責任期間の開始の時における価額

2 附帯施設 当該附帯施設の共済責任期間の開始の時における価額

三 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額

二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を差し引いて得た金額

イ 特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額及び附帯施設の再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）の合計金額

ロ 特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の共済責任期間の開始の時における価額の合計金額

3 前項の申出は、法第一百五十七条第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。
(共済掛金区分)

第一百五十七条 法第一百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一 施設内農作物に係る第五十二条の申出の有無の別

二 前条第二項第一号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別

三 前条第二項第二号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別

四 特定園芸施設の被覆期間の別

次の表に定める区分

特定園芸施設 の区分	区分の標準
ガラス室I類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室II類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチック ハウスI類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
プラスチック ハウスII類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパインにより造られている施設
プラスチック ハウスIII類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパインにより造られている施設のうち、プラスチックハウスIV類甲及びプラスチックハウスIV類乙以外のもの
甲 プラスチック ハウスIV類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもので、プラスチックハウスIV類乙及びプラスチックハウスV類以外のもの
乙 プラスチック ハウスIV類	主としてプラスチックフィルム（農林水産大臣が定める施設以外の施設については、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもので、プラスチックハウスV類以外のもの
ハウスV類	屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設並びに屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち農林水産大臣が定める基準に該当するもの
ハウスVI類	その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材により被覆され、その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもの
ハウスVII類	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもの

第六七八九
第一百五十九条第一項の規定により申し出た金額の別
第一百五十九条第二項の規定による特約の有無の別
特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別
園芸施設共済に付することの集団による申込みの有無の別

(被覆期間の変更)

第二百五十八条 組合等は、第八十一条第一項第七号ハに掲げる異動につき法第百三十条第一号の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る特定園芸施設の共済掛金区分を変更するものとする。

2 組合員等は、前項の規定による共済掛金区分の変更により共済掛金が増額された場合は、同項の通知の日から二週間以内にその増額された共済掛金を支払わなければならない。

3 組合等は、第一項の規定による共済掛金区分の変更により共済掛金が減額された場合は、その減額された共済掛金を組合員等に返還するものとする。

(小損害不填補)

第二百五十九条 法第百六十二条第一項の農林水産省令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のうち組合員又は共済資格者が申し出たものとする。

一 三万円 (共済価額の二十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額)

二 十万円

三 二十万円

四 五十万円

五 百万円

2 組合員又は共済資格者は、前項の規定により同項第一号に掲げる金額を申し出た場合には、同項の規定にかかわらず、法第百六十二条第一項の農林水産省令で定める金額を一万円とする旨の特約をすることができる。ただし、共済価額の二十分の一に相当する金額が一万円に満たないときは、この限りでない。

3 組合員又は共済資格者は、前項の規定により特約をするに当たっては、第一項の規定による申出と同時にしなければならない。

(損害の額の算定方法)

第二百六十条 法第百六十二条第一項の損害の額は、次の各号に掲げる共済目的の区分に応じ当該各号に定める金額にそれぞれ共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から、事業規程等で定めるところにより、共済事故が発生したときに現に当該共済目的のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引くことにより、算定するものとする。

一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

二 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

三 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

二 第百五十六条第二項第一号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係に係る法第百六十一条第一項の損害の額は、次のいずれかの場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額(共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用であつて、農林水産大臣が定めるものの額(その額が同号の金額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)をいふ。以下この項において同じ。)を加えて得た金額とする。

一 特定園芸施設撤去費用額が農林水産大臣が定める金額に特定園芸施設(被覆材を除く。)及び附帯施設(以下この項における割合を超える場合)

二 第百五十六条第二項第二号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係に係る法第百六十一条第一項の損害の額は、前項の規定により算定される金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額に特定園芸施設(被覆材を除く。)及び附帯施設(以下この項における割合を超える場合)

3 第百五十六条第二項第二号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係に係る法第百六十一条第一項の損害の額は、前項の規定により算定される金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を差し引いて得た金額(その金額が第百五十六条第二項第二号に掲げる金額に特定園芸施設(被覆材を除く。)及び附帯施設(以下この項における割合を超える場合)

いて「復旧対象施設」という。)の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)を加えて得た金額とする。

一 共済事故の発生に伴い復旧対象施設を復旧するのに要する費用

二 復旧対象施設の共済責任期間の開始の時における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額

第二節 農業共済責任保険事業

第二百六十二条 令第二十二条第一項の農林水産省令で定める区分(以下「農作物連合会保険区分」という。)は、次に掲げる区分とする。

一 共済目的の種類の別

二 第八十七条第一項に規定する引受方式の別

三 第九十二条又は第九十六条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

(果樹連合会保険区分)

第二百六十三条 令第二十二条第一項第一号に規定する農作物通常責任共済金額は、共済掛金区分ごとに定められたもの(以下「果樹連合会保険区分」という。)は、収穫共済に係る次に掲げる区分及び樹体共済に係る第一号に掲げる区分とする。

一 共済目的の種類の別

二 第百十九条第一項に規定する引受方式の別

三 第百三十七条第二項の申出の有無の別

(農作物通常責任共済金額)

第二百六十四条 令第二十二条第一項第一号に規定する農作物異常責任共済掛金は、共済掛金区分ごとに及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分ごとに定める農作物通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(農作物異常責任共済掛金)

第二百六十五条 令第二十二条第一項の農林水産省令で定める基準は、百分の七十を事業規程で定めることとする。

第二百六十六条 令第二十三条第三項第二号ロの共済事故による損害に応じて算定される金額は、診療その他行為によつて組合員等が負担すべき費用のうち法第百四十四条第二項第二号に規定する診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を第百七十七条第一項の農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得た金額の百分之九十に相当する金額(その金額が、組合等が支払うべき共済金の額を超えるときは、当該共済金の額)とする。

(果樹通常責任共済金額)

第二百六十七条 令第二十四条第一項第一号に規定する果樹通常責任共済金額は、共済掛金区分ごとに及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別果樹通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分ごとに定める果樹通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(果樹異常責任共済掛金)

第二百六十八条 令第二十四条第二項第一号に規定する果樹異常責任共済掛金は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別果樹保険料基礎率は、果樹異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金額の特例)

第二百六十九条 令第二十五条第一項の農林水産省令で定める基準は、百分の八十を事業規程で定めることとする。

(保険金額の削減の要件)

第二百七十一条 令第二十七条の農林水産省令で定める要件は、事業勘定区分ごとに、当該事業勘定区分に係る不足金墳補準備金及び特別積立金の合計金額を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

(共済関係に関する通知)

第二百七十二条 法第一百六十八条第一項(法第一百七十四条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、事業規程で定める事項について、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては毎年共済責任期間の開始後遅滞なく、家畜共済、園芸施設共済及び任意共済(法第一百七十三条各号に掲げる事業を含む。)にあつては毎月するものとする。

(組合等の保険料の納付)

第二百七十二条 組合等は、当該組合等がその属する都道府県連合会に支払うべき保険料(農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては、負担金交付区分ごとの保険料)の合計金額が組合等別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を当該都道府県連合会に支払うものとする。(事務費の賦課)

第二百七十三条 農業共済組合連合会が令第二十八条において準用する令第十八条第一項前段の行政の承認を受けようとするときには、第七十七条第一項の規定を準用する。

2 農業共済組合連合会が令第二十八条において準用する令第十八条第一項後段の規定による行政の承認を受けようとするときには、第七十七条第二項の規定を準用する。

3 令第二十八条において準用する令第十八条第三項の規定による都道府県連合会の報告には、第七十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その」とあるのは「報告書」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

(損害の額の認定の基準)

第二百七十四条 法第一百七十二条及び第一百七十四条において準用する法第一百三十一条第一項の農林水産省令で定める基準には、第八十二条の規定を準用する。

第四章 農業経営収入保険事業

(青色申告書等の提出期間等)

第二百七十五条 法第一百七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始日の属する年の前年までの五年間とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の九十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあつては、同項の表の上欄に掲げる保険期間の開始日の属する年の前年までの期間とする。

2 法第一百七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 保険期間の開始日の前日までに農業經營の全部又は一部について承継又は譲渡があつた場合には、承継人又は譲受人は、農林水産大臣が定めるところにより被承継人又は譲渡人が青色申告書を提出した期間を前二項又は次項ただし書に規定する期間に含めることができる。

4 法第一百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十九、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十一、百分の六十九、百分の六十七、百分の六十五、百分の六十三、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始日の属する年の前年(法人にあつては、保険期間の開始日の属する事業年度の前事業年度。以下同じ。)までの五年間に満たない保険資格者については、保険期間の開始日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

期間	割合
四年間	百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
三年間	百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分的七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
二年間	百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分的七十、百分的六十五、百分的六十、百分的五十五又は百分的五十
一年間	百分の七十五、百分的七十、百分的六十五、百分的六十、百分的五十五又は百分的五十
5	第一項、第三項又は前項ただし書の期間には、所得税法第六十七条の規定の適用を受けている年以前の期間を含めないものとする。
6	第二項、第三項又は第四項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度の期間(新たに事業を開始した事業年度の期間を除く。)及び一年を超える事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。
7	第三項の場合における承継又は譲渡に係る被承継人又は譲渡人の事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人又は譲受人の事業年度の期間との合計が一年間であるときは、前項の規定の適用については、承継人又は譲受人の当該事業年度の期間は、一年間であるものとする。
8	次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に定める年又は年度の期間を第一項から第三項まで又は第四項ただし書の期間に含めないことができる。
9	一 新たに事業を開始した年の農業収入金額が零円のとき又は新たに事業を開始した年のうち事業に従事した期間が一年に満たないとき 当該年 二 法人の場合にあつては、新たに事業を開始した事業年度の期間が一年に満たないとき 当該事業年度に従事した期間が一年に満たないとき 三 保険資格者は、第二百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第四項の規定により保険資格者が申し出した次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出ができる。
申し出た割合	百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八又は百分の七十五又は百分の六十五
金額	基準収入金額に百分の七十、百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の六十又は百分の五十五	基準収入金額に百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額

(農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準)

第一百七十六条

法第百七十六条规定第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 保険期間の開始日の属する年の前年及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これら

の期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。

二 帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

三 事業規程で定めるところにより、農産物等の種類及び栽培面積並びに農業収入その他の事項についての農業経営に関する計画(以下「農業経営に関する計画」という。)を作成していること。

(農業経営収入保険の保険期間において加入できる共済事業)

第一百七十七条 法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める共済事業は、次に掲げる事業とする。

一 農作物共済、収穫共済及び畑作物共済(共済責任期間が当該保険期間中に終了するものを除く。)

二 死亡廃用共済(うち第百一条第一号、第二号、第三号(同号に掲げる包括共済家畜区分の家畜について、第百八十三条に規定する期間において当該家畜として販売したことがない、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者が飼養するものに限る)、第四号、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、種雄牛又は種雄馬を共済目地とするもの)

三 疾病傷害共済

四 樹木共済

五 園芸施設共済(施設内農作物を共済目的としている場合であつて、当該保険期間が施設内農作物の栽培期間と重複するときを除く。)

(農業収入の減少について補填を行う事業)

第六百七十八条 法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三百三号)第十条第一項の生産者補給金(価格差補給金に限る。)を交付する事業及び野菜生産出荷安定法施行規則(昭和四十一年農林省令第三十六号)第九条第一項第一号の補給金(価格差補給金に限る。)を交付する事業(これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。)

二 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条第十三号に掲げる事業(事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。)

三 担い手経営安定法第四条第一項の交付金を交付する事業(事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が当該保険期間と重複している場合に限る。)

四 産地活性化総合対策事業推進費補助金(いぐさ・畠表農家経営所得安定化対策事業に限る。)(事業に係る助成金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。)

(保険関係の成立についての申込み)

第一百七十九条 保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類(第四号に掲げる書類にあっては、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始日の属する年の前年までの青色申告書を提出する者に限る。)を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始日の属する年の前年のものにあつては確定申告をした後、遅滞なく、提出し含む。)に関する書類

二 農業経営に関する計画に関する書類

三 青色申告書(青色申告決算書を含む。)の写し

四 保険資格者の青色申告の承認の通知(所得税法第百四十六条又は法人税法第百二十四条の規定に基づき税務署長が承認の処分をする旨を通知する書面をいう。)の写し

2 保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みにより成立した保険関係に係る保険期間の満了日の翌日以降に保険期間が開始する保険関係の全てについて、それぞれの保険期間に開始前で事業規程で定める日までに、同項の規定による申込みをしない旨の申出がないときに当該申込みがあつたものとする特約をすることができる。

3 前項の特約をした保険資格者にあつては、第一項の規定にかかわらず、それぞれの保険期間に係る同項第二号に掲げる書類を、当該保険期間において確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。ただし、当該確定申告をするまでに保険事故が発生した場合にあつては、法第百八十七条において準用する法第百三十条(第一号を除く。)の規定による通知と同時に当該書類を提出しなければならない。

4 第一項及び前項の規定により提出すべきものは、電磁的記録をもって提供することができる。(保険関係の成立に係る承諾義務の例外)

第一百八十条

法第百七十七条第二項の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとす

一 保険法第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある者であること。

二 保険事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。

三 基準収入金額の適正な設定が困難であること。

四 保険事故の発生の適正かつ円滑な確認が困難であることが見込まれること。

五 通常の肥培管理若しくは飼養管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

六 前各号に掲げるもののほか、保険関係を成立させるとすれば、農業経営収入保険事業の本質に照らし著しく平衡を欠くこととなり、農業経営収入保険事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため保険関係を成立させないとすることを相当とする事由があること。(保険料の支払期限)

第一百八十二条 法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、次項の規定により支払う場合を除き、保険期間の開始日の前日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 保険料を事業規程で定めるところにより分割して支払う場合における法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、第一回の支払にあつては前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあつては保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(保険金額)

第一百八十三条 法第百七十九条第一項の保険金額は、同項の保険限度額に百分の九十、百分の八
十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

(基準収入金額の算定とする農業収入金額に係る期間)

第一百八十四条 法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、保険期間の開始日の属する年の前年までの五年間(保険期間の開始日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、保険期間の開始日の属する年の前年までの当該期間)

二 法人にあつては、保険期間の開始日の属する年の前年までの五年間(保険期間の開始日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、保険期間の開始日の属する年の前年までの当該期間)

二 前項第一号に掲げる期間については第百七十五条第三項、第五項及び第八項の規定を、前項第二号に掲げる期間については同条第三項及び第六項から第八項までの規定を準用する。

第一百八十五条

全国連合会は、法第百七十九条第三項の規定により基準収入金額を定める場合は、農林水産大臣が定める準則に従い、保険資格者の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を

額の平均額（青色申告書を提出した期間が保険期間の開始日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における農業収入金額。次項及び第三項において同じ。）に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

2 全国連合会は、前項の準則に従い、第百七十九条第一項第二号に掲げる書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額を下回る場合は、同項の規定にかかるとす。

3 全国連合会は、第一項の準則に従い、保険期間において経営面積の拡大が見込まれることその他の事由がある場合は、前二項の規定にかかるとす、前項の保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を上限として、第一項の平均額に一定の調整を加えて得た金額を基準収入金額として定めるものとする。

4 第百七十五条第三項に規定する場合には、第一項の準則に従い、被承継人又は譲渡人の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を第一項の農業収入金額に含めることができる。

5 前条第一項に規定する期間のいずれかの年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）において風水害、干害、冷害、雪害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害により保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。

（農産物に簡易な加工を施したもの）

第一百八十五条 法第百七十九条第四項の農産物に簡易な加工を施したものとして農林水産省令で定めるものは、保険資格者が自ら生産した農産物に簡易な加工を施したものとする。（対象農産物等から除外するもの）

第一百八十六条 法第百七十九条第四項の農林水産省令で定める対象農産物等から除外するものは、次に掲げるものとする。

一 他の農業者が生産したもの又は当該保険資格者が肥培管理若しくは飼養管理を行っていないもの

二 次に掲げる家畜又は畜産物

イ 肉用牛（畜産經營の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十号）第三条第一項第一号に規定する積立金の対象とすることができる肉用牛（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含む。）に限る。）

ロ 肉用子牛（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第二条に規定する肉用子牛のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第九条に規定する月齢に達したものをいう。）

ハ 肉豚（畜産經營の安定に関する法律第三条第一項第一号に規定する積立金の対象とすることができる肉豚（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含む。）に限る。）

ニ 鶏卵

三 前号に掲げるもののほか、同号イに掲げる肉用牛又は同号ロに掲げる肉用子牛につき死亡廃棄の共済関係の存する者にあっては第百一条第一項第四号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、前号ハに掲げる肉豚につき死亡廃棄の共済関係の存する者にあっては同項第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜（農業収入金額の算定方法）

第一百八十七条 法第百七十九条第三項の農業収入金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、対象農産物等の販売金額・事業用消費の金額及び保険期間の期末において有する棚卸高の合計金額から保険期間の期首において有する棚卸高を控除した金額とする。

2 前項の規定により農業収入金額を算定する場合には、次に掲げるものを対象農産物等の販売金額に含めるものとする。

一 砂糖及び豆粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項の交付金

二 砂糖及び豆粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項の交付金

三 畜産經營の安定に関する法律第四条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第十一条の集送乳調整金

四 担い手経営安定法第三条第一項第二号の交付金の金額に同条第四項の調整額を加えて得た金額

3 法第百八十二条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第一項の規定にかかるとす、第百九十九条の準則に従い、第百七十五条第九項の申出に係る調整その他一定の調整を加えて算定するものとする。

（保険限度額及び保険金額の変更事由）

第一百八十八条 法第百七十九条第五項の農林水産省令で定める事由は、被保険者の生産に係る対象農産物等の栽培面積の変更、法第百八十四条第一項の規定による承継又は譲渡その他の事情により基準収入金額を変更する必要が生じたこととする。

第一百八十九条 前条の事由が生じるとき又は生じたときは、被保険者は、事業規程で定めるところにより、全国連合会にその旨を申し出るものとする。

2 前項の規定による申出により全国連合会が基準収入金額を変更したときは、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険限度額は、当該変更後の基準収入金額に第百七十五条第四項の規定により当該被保険者が申し出した割合を乗じて得た金額とし、法第百七十九条第五項の規定により当該被保険者が申し出した割合を乗じて得た金額から第二号に掲げる金額までの範囲内において被保険者が申し出した金額とする。

一 変更後の保険限度額に、変更前における保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額

二 変更前の保険金額

3 前項の規定により保険金額が増額された場合は、被保険者は、第一項の規定による申出をした日から一月以内に、増加する保険金額に対する保険料を支払うものとする。ただし、第百八十一條第二項の規定により支払をする者にあっては、事業規程で定めるところにより支払うものとする。

4 第二項の規定により保険金額が減額された場合は、全国連合会は、事業規程で定めるところにより、減少する保険金額に対する保険料を被保険者に返還するものとする。（特約）

第一百九十条 保険資格者は、法第百八十二条第一項の規定により特約をするに当たっては、法第七十七条第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

第一百九十二条 法第百八十二条第二項の農林水産省令で定める基準は、補填対象金額の四分の一に相当する金額が、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める日までに全国連合会に納付され、かつ、その日から特約補填金の支払を受けるまでの間ににおいて取り崩されいないこととする。ただし、やむを得ない事由により、被保険者が当該金額をその日までに全国連合会に納付できない場合は、この限りでない。

一 新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときを除く。）保険期間の開始日の前日

二 新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときに限る。）次に掲げる日

イ 第一回の支払にあっては、保険期間の開始日の前日

ロ 最後の支払にあっては、保険期間の開始日の日から起算して八月を経過する日

三 法第一百八十二条第一項の特約をした保険関係の保険期間の満了の日の翌日にその保険期間が開始する保険関係において当該特約をする場合 保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日

(基準補填金額)

第一百九十二条 法第一百八十二条第三項第二号の農林水産省令で定める割合は、百分の十又は百分の五のうち保険資格者が申し出した割合とする。ただし、当該割合に第百七十五条第四項の規定により申し出た割合を加えて得た割合が、次の表の上欄に掲げる保険資格者の青色申告書を提出する期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合を超えてはならない。

期間	(補填対象金額)	割合
五年間	百分の九十	百分の九十九
四年間	百分の八十八	百分の八十八
三年間	百分の八十五	百分の八十五
二年間	百分の八十	百分の八十
一年間	百分の七十五	百分の七十五

第一百九十三条 法第一百八十二条第四項の補填対象金額は、基準補填金額に百分の九十、百分の八十、百分の七十、百分の六十六、百分の五十、百分の四十四、百分の三十、百分の二十又は百分の十のうち保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の割合は、第一百八十二条の規定により当該保険資格者が申し出た割合を超えてはならない。

(基準補填金額及び補填対象金額の変更方法)

第一百九十四条 基準補填金額及び補填対象金額の変更については、第百八十九条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第百七十五条第四項」とあるのは「第百九十二条」と、同条第三項中「第一百八十二条第二項の規定により支払をする者」とあるのは「第百九十二条第二号又は第三号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

(保険期間の基準)

第一百九十五条 法第一百八十三条の農林水産省令で定める基準は、個人にあつては毎年一月から十二月までの一年間、法人にあつてはその事業年度を基礎とする一年間となるよう保険期間を定めることとする。

(農業経営の全部譲渡)

第一百九十七条 法第一百八十五条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(被保険者の遵守すべき事項)

第一百九十八条 法第一百八十四条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、当該農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体とした譲渡しに関する契約の内容を書面により明らかにすることとする。

(農業経営の全部譲渡)

第一百九十九条 法第一百八十五条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(農作業について記録した日誌、事業用消費について記録した帳簿及び対象農産物等の販売に記録し、かつ、これらを保存していること。

(農業経営に關する計画につき、生産する対象農産物等の種類の変更その他の変更が生じた場合

(保険期間に係るものに限る。)には、全国連合会に通知すること。

(青色申告書(青色申告決算書を含む。)の内容について変更が生じた場合には、全国連合会に通知すること。

(重要な事実又は事項)

第二百一十八条 法第一百八十六条第一号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次に掲げる事項とする。

(申込みの時において既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあつては、その事由)

二 所得税又は法人税の申告方法に変更があること。

三 第百七十九条第一項及び第三項の規定により提出した書類(その提出に代えて電磁的記録を提供する場合における当該電磁的記録を含む。)の記載事項又は記録事項のうち、次に掲げる事項

イ 過去における農業収入金額に関する事項のうち対象農産物等の種類、保険期間の期首及び期末において有する棚卸高、販売金額、事業用消費の金額並びに経営面積

ロ 農業経営に関する計画に関する事項のうち、次に掲げる事項(保険期間に係るものに限る。)

- (1) 対象農産物等の種類、当該種類ごとの栽培面積又は飼養頭羽数その他の事業の規模、栽培又は飼養の時期及び経営面積
- (2) 対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首及び期末において有する棚卸高、収穫量又は出荷頭羽数、販売金額、事業用消費の金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項

第二百一十九条 法第一百八十七条において準用する法第一百三十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、損害の額の認定が農林水産大臣の定める準則に従つて行われていることとする。

第二百十条 法第一百八十七条において準用する令第十九条第一項前段の行政庁の承認を受けようとするときには、第七十七条第一項の規定を準用する。

(委託することができる業務)

第二百一条 法第一百八十八条第一項の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

2 全国連合会が令第二十九条において準用する令第十八条第一項後段の行政庁の承認を受けようとするときには、第七十七条第二項の規定を準用する。

(委託することができる業務)

第二百二条 法第一百八十二条第一項の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

1 農業経営收入保険(法第一百八十二条第一項の特約を含む。)の引受けに係る業務(保険関係の成立についての申込みの承諾の決定に係るものを除く。)

2 保険金又は特約補填金の支払に係る業務(保険金又は特約補填金の額の決定に係るもの除去く。)

3 法第一百八十二条第一項第一号の積立金の受領に係る業務

4 事務費の徴収に係る業務

5 農業経営収入保険事業の実施に必要な調査に係る業務

6 保険事故の発生の防止に係る業務

(業務を委託することができる金融機関)

第二百二条 法第一百八十八条第一項第二号の農林水産省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 銀行法第二条第一項に規定する銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 信用協同組合及び信用協同組合連合会

四 労働金庫及び労働金庫連合会

五 農林中央金庫

六 損害保険会社

(業務を委託することができる法人)

第二百二条の一 法第一百八十八条第一項第三号の農林水産省令で定める法人は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るもの、資金の貸付けに係るもの(貸付けの決定を除く。)及び第二百一条各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に行し得る能力のある者とする。

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業

(農作物再保険区分)

第二百三条 令第三十条第一項の農林水産省令で定める区分（第二百九条第一項において「農作物再保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第一号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

二 法第百三十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

（果樹再保険区分）

第二百四条 令第三十条第三項の農林水産省令で定める区分（第二百十二条において「果樹再保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係及び樹木共

濟の共済関係

二 法第四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係

（畑作物再保険区分）

第二百五条 令第三十条第四項の農林水産省令で定める区分（第二百十六条第一項において「畑作物再保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第一百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

二 法第一百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

（園芸施設基準率）

第二百六条 令第三十条第五項の農林水産省令で定める率は、百分の三十とする。

（農作物異常責任保険金額）

第二百七条 令第三十一条第一項に規定する農作物異常責任保険金額は、共済掛金区分ごと及び危

険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得

た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物異常標準被害率は、農作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分

ごとに農林水産大臣が定める農作物異常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛

金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（農作物共済に係る再保険料）

第二百八条 令第三十一条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済掛

金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物再保険料基礎率を乗じて得た

金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物再保険料基礎率は、農作物異常標準被害率を超える農作物異常各年被

害率のその超える部分の率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎

率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（農作物共済に係る再保険金の限度）

第二百九条 令第三十一条第三項ただし書の農林水産省令で定める農作物再保険区分は、共済目的

の種類ごとの第二百三条第一号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十一条第三項ただし書の規定による再保険金の限度額は、共済目的の種類ごとに、全て

の都道府県連合会に係る再保険金額及び全ての特定組合等に係る保険金額並びに全て

の都道府県連合会に係る同項本文の規定により算定された金額及び全ての特定組合等に係る令第

三十七条第三項本文の規定により算定された金額の合計金額を勘案して、農林水産大臣が定める

ところにより算定するものとする。

（家畜通常責任保険金額）

第二百十条 令第三十二条第一項に規定する家畜通常責任保険金額は、次に掲げる家畜共済に係る

共済関係の区分（以下「家畜共済区分」という。）ごと及び危険段階ごとの経過総保険金額に危

険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

二 共済掛金区分
令第十七条第一項の規定による申出により共済事故としない事故の別

三 次に掲げる共済関係の別

イ 都道府県連合会の保険関係のうち令第二十三条第三項第二号に掲げる金額を保険金とするものに係る共済関係及び令第三十八条第三項の規定により特定組合等が指定をしない共済

関係

ロ 都道府県連合会の保険関係のうち令第二十三条第三項第二号に掲げる金額を保険金とするものに係る共済関係及び令第三十八条第三項の規定により特定組合等が指定をする共済

関係

前項の「経過総保険金額」とは、保険金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率

を乗じて得た金額を、都道府県連合会の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一 当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年

度に満了する場合、次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の満了の月につき、それぞれ同表の下

欄に掲げる率

共済掛金期間の満了の月

率

二十四分の一

二十四分の三

二十四分の五

二十四分の七

二十四分の九

二十四分の十一

二十四分の十三

二十四分の十五

二十四分の十七

二十四分の十九

二十四分の二十一

二十四分の二十三

二十四分の二十九

二十四分の三十一

二十四分の三十三

二十四分の三十五

二十四分の三十七

二十四分の三十九

二十四分の四十一

二十四分の四十三

二十四分の四十五

二十四分の四十七

二十四分の四十九

二十四分の五十一

二十四分の五十三

二十四分の五十五

二十四分の五十七

二十四分の五十九

二十四分の六十一

二十四分の六十三

二十四分の六十五

二十四分の六十七

二十四分の六十九

二十四分の七十一

二十四分の七十三

二十四分の七十五

二十四分の七十七

二十四分の七十九

二十四分の八十一

3 前項の規定の適用については、共済掛金期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

4 第一項の危険段階別家畜通常標準被害率は、農林水産大臣が家畜共済区分ごとに定める家畜通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(家畜共済に係る再保険料)

第二百十一条 令第三十二条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総保険金額に危険段階別家畜再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別家畜再保険料基礎率は、家畜異常各年被害率を基礎として家畜共済区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(果樹共済に係る再保険料)

第二百十二条 令第三十三条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、果樹再保険区分ごとに、果樹連合会保険区分ごとの果樹異常責任共済掛金の総額に農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額とする。

(果樹共済に係る再保険金の限度)

第二百十三条 令第三十三条第三項ただし書の農林水産省令で定める果樹再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百四条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十三条第三項ただし書の規定による再保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十三条第三項本文」と、「令第三十七条第三項本文」とあるのは「令第三十九条第三項本文」と読み替えるものとする。

(畑作物通常責任保険金額)

第二百十四条 令第三十四条第一項に規定する畑作物通常責任保険金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別畑作物通常標準被害率は、畑作物各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める畑作物通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(畑作物共済に係る再保険料)

第二百十五条 令第三十四条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別畑作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別畑作物再保険料基礎率は、畑作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(畑作物共済に係る再保険金の限度)

第二百十六条 令第三十四条第三項ただし書の農林水産省令で定める畑作物再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百五条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十四条第三項ただし書の規定による再保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十四条第三項本文」と、「令第三十七条第三項本文」とあるのは「令第四十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(園芸施設通常責任保険金額)

第二百十七条 令第三十五条第一項第二号に規定する園芸施設通常責任保険金額は、共済掛金区分及び令第十七条第二項の規定による申出の有無の別(以下「共済掛金区分等」という)ごと並びに危険段階ごとの経過総保険金額に危険段階別園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の「経過総保険金額」とは、保険金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、都道府県連合会の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

1 共済責任期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

2 共済責任期間の満了の月

四月 二十四分の一

五月 二十四分の三

六月 二十四分の五

七月 二十四分の七

八月 二十四分の九

九月 二十四分の十一

十月 二十四分の十三

十一月 二十四分の十五

一二月 二十四分の十七

一月 二十四分の十九

二月 二十四分の二十一

三月 二十四分の二十三

二月 共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

四月 二十四分の二十三

五月 二十四分の二十一

六月 二十四分の十九

七月 二十四分の十七

八月 二十四分の十五

九月 二十四分の十三

十月 二十四分の十一

一一月 二十四分の九

一二月 二十四分の七

一月 二十四分の五

3 前項の規定の適用については、共済責任期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

4 第一項の危険段階別園芸施設通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分等ごとに定める園芸施設通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(園芸施設共済に係る再保険料)

第二百十八条 令第三十五条第二項第一号に掲げる金額は、保険金額に危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額(共済責任期間が一年に満たない共済関係に係る再保険関係にあっては、その金額に共済責任期間の程度に応じて農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額)と計して得た金額とする。

(再保険料の返還請求手続)

第二百二十五条 都道府県連合会は、政府に対して再保険料の返還を請求する場合には、その請求書に請求の理由及び金額の算定の基礎を記載した書面を添付してこれを提出しなければならない。

(再保険料の支払)

第二百二十六条 都道府県連合会は、政府再保険料が連合会別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

第二節 農業共済事業に係る保険事業

(農作物政府保険区分)

第二百二十七条 令第三十六条第一項の農林水産省令で定める区分（以下「農作物政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

- 一 法第三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
- 二 法第三十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

(果樹政府保険区分)

第二百二十八条 令第三十六条第三項の農林水産省令で定める区分（以下「果樹政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

- 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係及び樹体共済の共済関係
- 二 法第四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係

(畑作物政府保険区分)

第二百二十九条 令第三十六条第四項の農林水産省令で定める区分（以下「畑作物政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

- 一 法第五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
- 二 法第五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

(農作物共済に係る保険金の限度)

第二百三十条 令第三十七条第三項ただし書の農林水産省令で定める農作物保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十七条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十七条第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは、「令第二十一条第三項本文」と読み替えるものとする。

(家畜通常責任共済金額)

第二百三十二条 令第三十八条第一項に規定する家畜通常責任共済金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの経過総共済金額に第二百十条第一項の危険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の「経過総共済金額」とは、共済金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、特定組合等の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

1 当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
共済掛金期間の満了の月	率								
四月	二十四分の一								
五月	二十四分の三								
六月	二十四分の五								

二 当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率
三月 二十四分の二十三
四月 二十四分の二十三
五月 二十四分の二十一
六月 二十四分の十九
七月 二十四分の十七
八月 二十四分の十五
九月 二十四分の十三
十月 二十四分の十一
十一月 二十四分の九
一二月 二十四分の七
一月 二十四分の十五
二月 二十四分の二十一
三月 二十四分の二十三

(損害発生に関する通知事項)

第二百四十二条 法第一百三条において準用する法第百九十六条の規定により通知すべき事項については、第二百二十一条の規定を準用する。

(保険料の支払)

第二百四十三条 特定組合等は、政府保険料が特定組合等別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

(準用規定)

第二百四十四条 政府の保険事業には、第二百二十二条から第一百一十五条までの規定を準用する。

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業

(再保険期間)

第二百四十五条 令第四十二条の農林水産省令で定める期間は、一月から十二月までの期間とす

(通常責任保険金額)

第二百四十六条 令第四十三条第一項に規定する通常責任保険金額は、法第百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合の別及び第百五十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合の別(以下この節において「保険限度額区分等」という)、こと並びに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額とする。

2 前項の危険段階別通常標準被害率は、農林水産大臣が保険限度額区分等ごとに定める通常標準被害率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(再保険料)

第二百四十七条 令第四十三条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、保険限度額区分等ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別再保険料基礎率は、異常各年被害率を基礎として保険限度額区分等ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(再保険料の分割支払)

第二百四十八条 法第二百七条において準用する法第百九十四条の規定による再保険料の分割支払は、全国連合会が、被保険者の支払うべき保険料を分割して支払わせている場合に限り、させることができるものとする。

2 法第二百七条において準用する法第百九十四条の規定により再保険料を分割して支払わせる場合については、第二百十九条第二項の規定を準用する。この場合において、「家畜共済に係る共済掛金期間」とあるのは、「保険期間」と、「三月」とあるのは、「四月」と読み替えるものとする。

(保険関係に関する通知)
第二百四十九条 法第二百七条において準用する法第百九十五条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 保険限度額区分等
- 二 保険金額
- 三 保険料の額
- 四 法第八十二条第一項の特約の有無
- 五 その他保険関係を明らかにすべき事項

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、法第二百七条において準用する法第百九十五条第二項の規定による通知をしなければならない。

3 法第二百七条において準用する法第百九十五条第一項の規定による通知は、毎月するものとする。

(損害発生に関する通知事項)

第二百五十条 法第二百七条において準用する法第百九十六条の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

一 保険限度額区分等

二 保険金の額

三 法第八十二条第一項第二号の特約補填金の額

四 法第百八十五条第二項第二号の資金の貸付けの状況

五 その他再保険金の額の決定に必要な事項

(準用規定)

第二百五十二条 農業経営収入保険事業に係る政府の再保険事業には、第二百二十二条から第二百二十六条までの規定を準用する。この場合において、同条中「政府再保険料が連合会別国庫負担金」とあるのは、「政府に支払うべき再保険料の合計金額が保険料国庫負担金」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
(新規開田地等において行う水稻の耕作に係るやむを得ない事由)

第二条 法附則第二条第一項ただし書の農林水産省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

一 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された新規開田地等(昭和四十四年三月三十一日以前にその造成が完了したものを除く)において水稻の耕作を行わなかったこと。

二 米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため水稻の耕作を行わなかつたことにより法附則第二条第一項第二号の耕地に該当することとなつた耕地において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

三 水稻の耕作を行う耕地(新規開田地等を除く。次号において同じ。)が土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条に規定する事業の用に供されることとなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

四 水稻の耕作を行う耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他やむを得ない事由により耕地を水稻の耕作の目的に供さないこととなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

五 その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

(新規開田地等の基準たる水稻の耕作が行われなかつた期間)
第三条 法附則第二条第一項第二号の農林水産省令で定める一定年間は、三年間とする。
(家畜の損害防止の指示に係る計画)

第四条 法附則第三条第二項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該指示に係る処置の内容
- 二 当該指示に係る家畜の種類ごとの頭数
- 三 当該指示に係る処置につき負担する費用

(農業共済団体及び共済事業を行う市町村の勘定区分に係る経過措置)

第五条 第二十七条第一項の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度に係る経理については、なお従前の例による。

2 法第百十条第一項の共済事業を行う市町村の特別会計の経理については、前項の規定を準用する。

(農業共済組合等の経理に関する経過措置)

第六条 農業共済組合、都道府県連合会及び共済事業を行う市町村(以下この条において「農業共済組合等」という)については、第三十条(第六十七条规定する場合を含む。次項に

おいて同じ。)の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度(共済事業を行う市町村にあつては、会計年度。以下この条において同じ。)に係る不足金填補準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 農業共済組合等の令和四年四月一日前に開始した事業年度についての第三十条の規定の適用については、同条中「第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごと」とあるのは、「第二十七条第一項第一号(共済事業を行う市町村にあつては、令第十六条第一号)に掲げる勘定にあつては共済目的の種類ごと、同項第一号及び第五号から第七号まで(共済事業を行う市町村にあつては、令第十六条第二号及び第五号)に掲げる勘定にあつては当該勘定ごと、同項第三号(共済事業を行う市町村にあつては、令第十六条第三号)に掲げる勘定にあつてはこの省令による改正前の農業災害補償法施行規則(以下「旧規則」という。)第十九条第一項第三号に規定する果樹区分(特定組合にあつては同条第三項第一号に規定する果樹共済保険区分、都道府県連合会にあつては同条第五項第一号に規定する果樹共済再保険区分)ごと、第二十七条第一項第四号(共済事業を行う市町村にあつては、令第十六条第四号)に掲げる勘定にあつては旧規則第十九条第一項第四号に規定する畑作物区分(特定組合にあつては農業災害補償法の一部を改正する法律による改正前の農業災害補償法(昭和二十二年法律第八百八十五号)第四十一条の四第四項に規定する畑作物共済保険区分、都道府県連合会にあつては同法第一百三十四条第三項に規定する畑作物共済再保険区分)ごと」とする。

3 農業共済組合等については、第三十一条から第三十三条まで(これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しに係る特別積立金の積立て及び取崩しについては、なお従前の例による。この場合において、旧規則第二十三条の二第一項及び第六項並びに第二十四条第一項の規定について、旧規則第二十二条の二第一項中「次に」とあるのは、「第一号から第四号まで」と、同項第四号及び同条第六項中「法第二百二条」とあるのは、「農業災害補償法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十四号。以下「改正法」という。)附則第十条第一項」と、旧規則第二十四条第一項中「法第二百二条」とあるのは、「第一号から第十条第一項」とする。

4 農業共済組合等は、平成三十一年四月一日に開始する事業年度において、第二十七条第一項第八号(共済事業を行う市町村にあつては、令第十六条第六号)に掲げる勘定に繰り入れるため、同項第二号(共済事業を行う市町村にあつては、令第十六条第二号)に掲げる勘定に係る不足金填補準備金及び特別積立金(これらのうち、法第二百二十八条第一項の施設に係る部分の金額に限り)を取り崩すことができる。
(無事戻しを行う場合の払戻金の国庫への納付)

第七条 平成三十年四月一日以後に共済責任期間(家畜共済にあつては、共済掛金期間)の終了する共済関係について、改正法附則第十条第一項の規定により共済掛金の一部を払い戻す場合は、組合等は、組合員等に払い戻すべき共済掛金(組合員等が負担した部分に限る。)の合計金額に対応する国の負担に係る金額を、国庫に納付しなければならない。

第八条 令和三年以前の年産(大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあつては、令和五年以前の年産)の農作物に係る法第二百三十八条第一項の減収量は、第九十七条第一項各号に掲げるもののほか、類区分ごと及び組合員等の耕地ごとに、耕地別基準収穫量(第九十六条第二項に規定する耕地別基準収穫量を(農作物共済の一筆方式))

方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。)と、同条第五項中「申込み」とあるのは「申込み(一筆方式を選択する場合を除く。)」と、第九十条中「半相殺方式」とあるのは「半相殺方式及び一筆方式」と読み替えるものとする。

2 一筆方式(法第二百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、前項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。次条において同じ。)に係る法第二百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地ごとに、当該耕地の耕地別基準収穫量に百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第二百三十五条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とする。この場合において、第八十八条中「第九十六条第一項各号」とあるのは、「第九十六条第一項各号又は附則第八条第二項」と読み替えるものとする。

3 農作物共済の支払開始減収量の特例)

第九条 水稲に係る過去の共済事故の発生状況、水稲に係る農作物共済の收支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等が行う農作物共済の共済関係(水稲に係るものであつて、次の各号に掲げる引受方式を選択したものに限る。)における法第二百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、当分の間、第九十六条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、事業規程等で定めるところにより、当該引受方式に応じ当該各号に定める数量とすることができる。

一 半相殺方式(第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。次項において同じ。)組合員等ごとに、当該組合員等の基準収穫量(法第二百三十六条第一項第一号の基準収穫量をいふ。以下この条において同じ。)に、第九十六条第一項第二号の規定により当該組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

申し出た割合	基準収穫量に乗ずる割合
百分の二十	百分の十五
百分の三十	百分の二十五
百分の四十	百分の三十五
百分の五十	百分の四十五

二 一筆方式(組合員等の耕地ごとに、当該耕地の耕地別基準収穫量に、前条第二項の規定により当該組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量)

申し出た割合	基準収穫量に乗ずる割合
百分の三十	百分の二十
百分の四十	百分の三十
百分の五十	百分の四十

3 前項の規定を適用する場合における法第二百三十八条第一項の減収量は、第九十七条第一項第二号又は前条第一項の規定にかかわらず、半相殺方式にあつては基準収穫量、一筆方式にあつては耕地別基準収穫量に、前項各号の表の上欄に掲げる割合に応じ、半相殺方式にあつては第九十七条第一項の規定により算定される減収量の基準収穫量に対する割合、一筆方式にあつては前条第一項の規定により算定される減収量の耕地別基準収穫量に対する割合をそれぞれ勘案して農林水産大臣が定める率を乗じて得た数量とする。

第一項の規定を適用する場合において支払われる共済金の金額は、組合等ごとに、不足金填補準備金及び特別積立金(これらのうち、水稻に係る部分の金額に限る。)を合計して得た金額を第一項の規定を適用する場合において支払われる共済金の金額に限る。)を合計して得た金額を不足金填補準備金及び特別積立金(これらのうち、水稻に係る部分の金額に限る。)を合計して得た金額を限度とする。

第十条 疾病傷害共済の損害の額に関する経過措置)

3 令和二年一月一日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係についての第二百三十三条、第二百七十七条及び第二百六十六条(第二百三十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二百三十三条中「要する費用」とあるのは「要する費用(初診料を除く。)」と、第二百七十七条第一項中「費用」とあるのは「費用(初診料を除く。)」と、「金額の百分の九十に相当する金額」とあるのは「金額」と、同条第二項中「費用の百分の九十に相当する金額」とある

のは「費用（初診料を除く。）の額」と、第百六十六条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「金額の百分の九十に相当する金額」とあるのは「金額」とする。

（収穫共済の樹園地方式）

第十一條 令和三年以前の年産（大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるところにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあっては、令和五年以前の年産）の果実に係る法第百五十条第一項の減収量は、第百三十二条各号に掲げるもののほか、類区分（法第百四十八条第五項の規定により細区分が定められた類区分にあっては、当該細区分）ごと及び組合員等の樹園地ごとに、同条第三号に規定する樹園地別基準収穫量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて得た数量により算定することができる。この場合において、第百十九条第一項中「区分」とあるのは「区分又は樹園地方式（法第百四十八条第一項第八号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、附則第十一条第一項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下同じ。）」と、第百二十二条及び第一百三十七条第二項中「半相殺方式」とあるのは「半相殺方式及び樹園地方式」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第百十九条第一項の規定により樹園地方式（法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、前項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下同じ。）を選択することができる収穫共済の共済関係は、りんご・ぶどう・なし・もも・おうとう・かき・くり・うめ・すもも及びキウイフルーツに係るものとする。

3 樹園地方式に係る法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額は、第百二十条の規定にかかるらず、同条第一号に規定する標準収穫金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該標準収穫金額の百分の六十に相当する金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

4 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の農林水産省令で定める数量は、第百二十九条の規定にかかるわらず、組合員等の樹園地ごとに、同項の基準収穫量の百分の四十に相当する数量とする。5 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の農林水産省令で定める率は、組合員等の樹園地ごとに、第一号に掲げる率に第二号に掲げる割合を乗じて得た率とする。

一 法第百五十条第一項の減収量の基準収穫量に対する割合に三分の五を乗じて得た率から三分の二を差し引いて得た率とする。

二 標準収穫量に対する、その算定の基礎となつた当該樹園地の標準的な収穫量の割合

6 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の基準収穫量は、第百三十二条の規定にかかるわらず、同条の準則に従い、組合員等の樹園地ごとに、標準収穫量及びその算定の基礎となつた樹園地ごとの標準的な収穫量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

7 樹園地方式に係る法第百五十条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める金額には、第百三十五条の規定にかかるわらず、第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第百二十九条」とあるのは「第百三十五条において読み替えて適用する同条第一項に規定する基準収穫量」とあるのは「法第百五十条第四項において読み替えて適用する同条第一項に規定する基準収穫金額」と、「数量とする」とあるのは「金額とする」と読み替えるものとする。（特定危険方式の申出）

第十二条 令附則第四条の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該収穫共済の共済関係に係る果樹の栽培面積が共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を下回らない範囲内において事業規程等で定める面積以上であり、かつ、当該果樹につき、当該共済責任期間の開始前五年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

2 令附則第四条の規定による申出は、法第百四十七条の規定による申込みと同時にしなければならない。

3 令附則第四条の規定による申出は、半相殺方式及び樹園地方式の共済関係に限りすることができる。附則第四条の農林水産省令で定める共済事故は、法第九十八条第一項第四号に掲げる共済事故のうち、次に掲げるもののいずれかとする。

一 暴風雨（農林水産大臣が定めるものに限る。以下この項において同じ。）による果実の減収以外の共済事故

二 降ひようによる果実の減収以外の共済事故

三 凍傷又は降霜による果実の減収以外の共済事故

四 暴風雨又は降ひようによる果実の減収以外の共済事故

五 暴風雨、降ひよう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故

（特定危険方式の共済掛金の割引）

第十三条 令附則第四条の規定による申出に係る共済関係（以下「特定危険方式」という。）の共済掛金を法第百十七条第三項の規定により割り引く場合における割引後の共済掛金は、共済掛金区分ごと及び前条第四項各号に掲げる共済事故の別ごとに、共済事故の一部を共済事故としない場合における被害率を基礎として農林水産大臣が定める率を、共済掛金標準率とみなして算定するものとする。

2 法第百十七条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条の農林水産省令で定めるところにより算定される率は、組合員等ごとの基準共済掛金率に、前項の農林水産大臣が定める率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。（特定危険方式の支払開始減収量等）

第十四条 特定危険方式に係る第百二十九条第二号、第百三十条第一項及び附則第十一条第三項から第五項までの規定の適用について、同号中「百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合」とあるのは「百分の二十一」と、第百三十条第一項中「前条各号の規定により組合員等が申し出た」とあるのは「前条第二号に規定する」と、附則第十一条第三項中「百分の六十」とあるのは「百分の七十」と、同条第四項中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と、同条第五項第一号中「三分の五」とあるのは「七分の十」と、「三分の二」とあるのは「七分の三」とする。（特定危険方式の共済責任期間）

第十五条 特定危険方式の共済責任期間は、第百三十七条の規定にかかるわらず、同条第二項各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。（特定危険方式に係る読み替え）

第十六条 令和三年以前の年産の果実に係る収穫共済の共済関係に係る保険関係についての第百六十二条、第六十七条及び第六十八条の規定の適用については、第百六十二条中「区分及び十二条」と、第百六十七条及び第六十八条の規定の適用による申出の有無の別並びに「と、第百六十七条第一項中「共済掛金区分」とあるのは「区分及び令附則第四条の規定による申出の有無の別並びに」と、第百六十七条第一項中「共済掛金区分」とあるのは「共済掛金区分」とあるのは「共済掛金区分（収穫共済に係る保険関係にあっては、共済掛金区分及び令附則第四条の規定による申出により共済事故としない事故の別。次項及び次条において「共済掛金区分等」という。）」と、同条第二項及び第六十八条中「共済掛金区分」とあるのは「共済掛金区分等」とする。（畑作物共済の一筆方式）

第十七条 令和三年以前の年産（大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあっては、令和五年以前の年産）の農作物に係る法第百五十五条第一項の減収量は、第百四十九条第一項各号に掲げるもののほか、類区分ごと及び組合員等の耕地ごとに、耕地別基準収穫量（第百四十八条第二項に規定する耕地別基準収穫量をいう。第四項において同じ。）から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて得た数量（発芽不能耕地にあっては、その数量に実損害を勘案して農林水産

